



神奈川県
環境農政局環境部環境課

神奈川県環境基本計画

2024（令和6）年3月

神奈川県

県民の皆様へ



神奈川県には、約 920 万もの人々が生活し、その一人ひとりの「いのち」は、豊かな環境によって支えられています。

これまで、県では、「いのち輝く環境」を次の世代に引き継いでいくため、この「神奈川県環境基本計画」に基づいて、様々な取組を進めてきました。

しかしながら、「気候危機」とも言われる気候変動による影響、生物多様性の損失は、近年、ますます深刻なものとなっています。また、限りある資源を有効利用していくことの重要性は、より一層高まり、これらは世界的に対応すべき大きな課題となっています。

私たちの生活に目を向けても、毎年のように大規模な自然災害が発生するなど、直接的な影響を受けており、こうした環境を取り巻く状況の変化を脅威と感じざるを得ません。

そこで、本県としても、脱炭素社会の実現、生物多様性の保全、循環経済への移行等に向けて、一刻も早く取組を加速させていく必要があることから、このたび、計画を改定いたしました。

今後は、改定した計画に基づき、気候変動への対応、自然環境の保全、循環型社会の形成などの各分野における施策を強化することはもちろん、それぞれの施策が他の分野にどのような影響を及ぼすか、分野間の相互関係にも配慮しながら、取組を進めていきます。

さらには、SDGsが目指す「環境・経済・社会」における課題の統合的な解決を目指し、本計画の推進によって、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

改定に当たっては、神奈川県環境審議会で審議をいただくとともに、県民の皆様から貴重な御意見や御提言を頂戴いたしました。皆様の御協力に深く感謝申し上げます。

この環境を取り巻く厳しい状況を乗り越え、いのち輝く環境をつないでいくためには、県民、事業者、市町村など、神奈川のすべての皆様と力を合わせ、計画を推進していく必要があります。

皆様の御理解とお力添えをお願い申し上げます。

2024（令和6）年3月

神奈川県知事 黒岩祐治

目 次

第1章 総論	1
1 改定の趣旨	1
(1) 改定の目的	1
(2) 改定の背景	2
2 基本的事項	8
(1) 本計画の位置付け	8
(2) 計画期間	8
(3) 計画の対象とする環境施策の範囲	9
3 基本目標と施策展開の考え方	10
(1) 基本目標	10
(2) 計画の施策体系	10
(3) 施策分野ごとの取組の方向性	12
(4) 施策分野ごとの主な取組	12
第2章 施策分野	16
1 気候変動への対応	16
(1) これまでの取組と課題	16
(2) 主な施策	18
(3) 指標	24
2 自然環境の保全	25
(1) これまでの取組と課題	25
(2) 主な施策	28
(3) 指標	30
3 循環型社会の形成	31
(1) これまでの取組と課題	31
(2) 主な施策	33
(3) 指標	35
4 大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	36
(1) これまでの取組と課題	36
(2) 主な施策	37
(3) 指標	40

5 横断的な取組～統合的な課題解決を目指して～	41
(1) 施策分野間の相互関係・環境以外の側面への影響	41
(2) 環境教育・学習の推進	44
(3) 多様な主体との連携による施策の推進	45
(4) 国際貢献や広域的な取組	47
(5) 県庁の率先実行	48
(6) デジタル化の推進	49
(7) 県試験研究機関等での調査・研究等	49
(8) グリーンファイナンスの活用	50
(9) 自然を活用した社会課題の解決	50
第3章 計画の推進	51
1 序内の推進体制	51
2 進行管理	51
3 計画の見直し	51
参考資料	52
1 改定前計画の進捗状況	52
2 計画改定の検討経過	64
3 用語集	65

第1章 総論

I 改定の趣旨

(I) 改定の目的

神奈川県環境基本計画（以下「環境基本計画」又は「本計画」という。）は、県における環境施策を推進する上での基本的な計画であり、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、神奈川県環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）第7条に基づき、長期的な目標や施策の方向等を定めるものです。

県では、1996（平成8）年3月に制定した環境基本条例に基づき、1997（平成9）年3月に最初の環境基本計画を策定し、環境の保全と創造に関する施策を実施してきました。

その後、3回の計画改定を経て、2016（平成28）年度以降は、同年度を初年度とする計画の下に様々な環境施策を推進してきましたが、気候変動による環境への影響や生物多様性の損失は、近年、より一層深刻なものとなっています。

このような危機に直面する中で、「SDGs（持続可能な開発目標）」▼や「2050年脱炭素社会▼の実現」が世界的な目標として掲げられるようになり、本県においても、これらの達成に向けた速やかな対応が求められています。

また、2019（令和元）年に発生が確認された新型コロナウィルス感染症は、生活様式や社会活動のあり方に大きな変化をもたらしました。

環境や社会、生活様式等の変化をとらえながら、直面する危機に対応し、持続可能な社会を形成していくためには、環境分野における様々な取組を、さらに加速させ、確実に成果を上げていく必要があることから、このたび環境基本計画の改定を行うものです。

なお、これまでの環境基本計画の計画期間は、2025（令和7）年度までとなっていますが、社会状況等の変化を踏まえ、期間満了を待たずに改定を行うこととします。

(2) 改定の背景

ア 神奈川県の環境を取り巻く状況

● 気候変動

近年、地球温暖化等の気候変動を要因とした熱波や森林火災、大雨や洪水等の自然災害が世界各地で頻発しており、国内でも記録的な猛暑や大型台風、集中豪雨といった異常気象の脅威を感じざるを得ない状況となっています。

気候変動は、自然災害を発生させるだけでなく、農作物の生育不良や水資源の枯渇、熱帯性の感染症拡大のリスクを高めるなど、我々の日常生活にも直接的な影響を与えるものです。

2015（平成27）年の「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」で採択された「パリ協定」▼では、世界共通の長期目標として、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどが言及されています。

国連の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」▼が、2018年（平成30）年に公表した「1.5℃特別報告書」では、1.5℃目標を達成するためには、2050（令和32）年頃には、世界の二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする必要があると示されるなど、脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させる必要性がますます高まっています。

我が国でも、2020（令和2）年に「2050年カーボンニュートラル▼」を目指すことを宣言し、それと整合的で野心的な目標として、2030（令和12）年度に温室効果ガスを「2013年度比で46%削減、更に50%の高みに向けて挑戦を続ける」ことを表明し、国を挙げて対応するという強い決意を示しています。

そして、国は、この目標の達成に向けて、これまでの化石エネルギー中心の産業・社会構造をクリーンエネルギー中心の脱炭素型に転換する「グリーントランスフォーメーション（GX）」を進めており、2023（令和5）年に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」では、エネルギー安定供給の確保に向けて、徹底した省エネルギー、脱炭素電源への転換など、GXに向けた取組を進めることとしています。2023（令和5）年には、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（GX推進法）が公布・施行されました。

世界的な脱炭素への流れを受けて、大企業を中心に、気候関連財務情報開示タスクフォース▼（TCFD）に沿った経営戦略の開示、「SBT」（Science Based Targets：パリ協定が求める水準と整合した、企業が設定する温室効果ガス削減目標）、「RE100」▼といった排出量の目標設定を行う国際的なイニシアチブへの参加、国が募集している「GXリーグ」への参画等が進んでいます。また、RE100の対象外となっている中小企業、行政、教育・医療機関等を対象にした「再エネ100宣言 RE Action」への参加等の動きも広がっています。

● 生物多様性

気候変動による影響は、生物多様性の損失とも密接に関わっています。生物多様性の損失をもたらす直接的な要因として、気候変動は、土地・海域の利用変化、生物の直接採取に次ぐ3つ目に挙げられており、気温の上昇によって生態系バランスが崩れる例は、県内でもブナ林の衰退をはじめ、様々な場面で確認されています。

また、間接的な要因としては、人間の生産・消費パターンの影響等が挙げられており、気候変動への対応策と同様に、社会活動・経済活動とのバランスを踏まえた、生物多様性の保全策が求められています。

生物多様性の損失を止める目的とした世界共通の目標である「愛知目標」▼（目標年次：2020年度）は未達成に終わりましたが、2022（令和4）年12月に、カナダのモントリオールで開催された「国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）」第2部において、新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

この枠組では、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保全する「30 by 30」が主要な目標の一つとして定められるとともに、2030年までに「生物多様性の損失を止め反転させ回復軌道に乗せるための緊急の行動をとる」ことを目指すことが確認されました。

国では、この新たな世界目標に対応するための戦略として、2023（令和5）年に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、生物多様性分野において新たに目指すべき目標として、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャー・ポジティブ（自然再興）」を掲げました。この国家戦略では、ネイチャー・ポジティブ実現のため、「生態系の健全性の回復」、「自然を活用した社会課題の解決」、「経済の実現」等が基本戦略として示されており、自然環境を保全・再生することはもちろん、自然環境が持つ防災・減災、地域振興等に資する多面的な機能を生かしていくことや事業活動における生物多様性への配慮が重要となっています。

● 資源循環

2000（平成12）年に制定された循環型社会形成推進基本法では、「循環型社会」とは、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会とされています。

2018（平成30）年に策定された国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、ライフサイクル全体の徹底した資源循環を行っていくとして、プラスチックやバイオマス▼など素材別の取組が規定されました。

また、2019（令和元）年には「食品ロスの削減の推進に関する法律」、2022（令

和4) 年には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

資源循環の観点では、特に、プラスチックを取り巻く様々な環境問題への対応が求められています。プラスチックの生産及び廃棄に伴う焼却の際には二酸化炭素が発生し、海洋に流出したプラスチックは海洋生態系に影響を及ぼすなど、脱炭素社会の実現や生物多様性保全のためにも、プラスチック資源の循環が重要となっています。

また、プラスチックへの対応を含め、社会全体が大量生産・大量消費・大量廃棄ではない、持続可能な循環経済に移行していくことが必要であり、世界的な潮流となっています。

● 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響

2019（令和元）年に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界中に感染が拡大し、日常生活はもとより、社会、経済、環境といった、我々を取り巻くあらゆる面に大きな変化をもたらしました。

例えば、経済活動の制限に伴い、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の減少や大気環境の一時的な改善が見られた一方で、在宅時間の増加に伴い、家庭でのエネルギー消費量や廃棄物の増加、騒音に対する苦情の増加といった影響がありました。

また、感染拡大防止のため、5G通信▼の普及も相まって、テレワークやウェブ会議の活用、キャッシュレス決済の拡大など、社会活動におけるデジタル化がより一層進んでいます。デジタル化に伴う作業の効率化や物理的な移動の減少は、エネルギー消費量の減少につながり、脱炭素にも大きく貢献するものです。

コロナ禍は、医療のひっ迫や経済の低迷など、我々の生活に多大な負の影響を及ぼしましたが、ウィズコロナによってもたらされた環境面における有用な取組については、これを契機として、今後も積極的に活用していく必要があります。さらに、コロナ禍からの経済復興の過程では、単にコロナ禍前の状況に戻るのではなく、気候変動をはじめとする環境問題の解決を同時に目指すことの重要性が確認されました。

なお、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症の発生には、土地利用の変化等に伴う、生物多様性の損失や気候変動等の地球環境の変化も深く関係していると言われています。人間と野生生物とが適切な距離を保つことで、新たな感染症の流出を防ぐことができるとされており、我々の健康を守るためにも、環境保全に係る取組の重要性が示唆されています。

● 世界的なエネルギー危機による影響

2022（令和4）年には、ロシアのウクライナ侵攻等による影響で、世界的にエ

エネルギーの安定供給に対する不安の高まりや電力価格の高騰が生じたほか、石炭火力発電所の再稼働など、脱炭素に向けて懸念される事項が発生しています。

国内でも電力価格が高騰し、人口が多く、エネルギー需要の高い本県においても、エネルギーの安定供給の確保は重要な課題となっています。

輸入の化石燃料に頼らずに再生可能エネルギー▼等の導入を進めることや、個人レベルにおいても省エネ対策を更に進めるといったライフスタイルの転換、エネルギー・マネジメントによる需要の最適化に向けた取組等が求められています。

● S D G s（持続可能な開発目標）と統合的な課題解決

2015（平成27）年の「持続可能な開発サミット」で採択されたS D G sは、国際社会全体の目標として、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について、2030（令和12）年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットを示したものです。

S D G sでは、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決すること、つまり、環境に係る取組によって、経済や社会における諸問題の解決にも資することを目指しており、環境問題の解決だけではない、複合的な視点が求められていると言えます。例えば、昨今、「自然を活用した解決策」といった考え方方が注目されていますが、これは、自然の恵みを生かして、気候変動対策、防災・減災、地域経済の活性化等、多様な課題の解決につなげようというものです。国も「環境・経済・社会の統合的向上」の具体化を進めることが重要との考えを示しており、環境問題だけではなく、その他の課題の解決も図りながら、持続可能な社会の実現を目指す姿勢が求められています。

また、気候変動、生物多様性、資源循環といった各分野は相互に連関しており、一つの分野の取組が、別の分野に良い影響を及ぼすこともあれば、悪い影響を及ぼし得る「トレードオフ」の関係にあることを考慮する必要があります。

気候変動の緩和策▼として、太陽光発電を設置することは、再生可能エネルギーの導入促進につながり脱炭素に貢献する一方で、太陽光発電設備設置のために森林を伐採する必要が生じた場合は、自然環境を悪化させ、生物多様性の損失を招く恐れがあり、耐用年数を経過した設備の廃棄問題といった課題も生じます。気候変動への適応策▼として、沿岸域への護岸や堤防を設置することで生じる潮流の変化により、自然生態系に悪影響を及ぼす可能性があります。

こういった事例も踏まえ、環境施策の推進に当たっては、分野ごとの施策目的だけに着目するのではなく、各分野の相互連関を意識しながら、課題を統合的な視点でとらえ、課題の同時解決を図ることの重要性が増しています。

また、気候変動の脅威等を身近に感じる機会が増え、個人の環境に対する意識が高まり、環境問題を人権問題ととらえる考え方が浸透してきています。国際的には、経済先進国による環境負荷の影響が、開発途上国や経済弱者に対して特に深刻に及んでいる現状を是正しようという、「気候正義」のための動きが盛んとな

っています。事業者においても、脱炭素経営▼やESG▼の視点が求められるなか、大企業を中心に環境意識が浸透してきており、こうした機会をとらえ、ライフスタイルや事業活動を、より一層環境に配慮したものへと転換させていく必要があります。

イ 神奈川県の人口、土地利用等の動向

本県は、全国第2位（2022（令和4）年10月時点）の人口を抱える都道府県であり、海、山、川といった多彩で豊かな自然環境を有するとともに、活発な経済活動を営む都市部が大きく広がっています。こうした豊かな自然を守りながら、経済活動を推進していく必要のある本県には、県民、事業者、市町村等のあらゆる主体と連携・協力し、それぞれの地域特性を踏まえながら、環境施策に取り組んでいくことが求められています。

● 人口・世帯数

県の総人口は、2021（令和3）年10月に、統計開始以降初めて、前年同月と比べて減少に転じて以降、同様の傾向が続いており、人口減少局面に入りました。

地域ごとに見ると、川崎・横浜地域では、しばらく増加が続く見込みですが、その他の地域では、減少が見込まれます。また、総人口に占める生産年齢人口や年少人口の割合は、今後も減少が続く見込みです。

一方、世帯数は増加が続き、2035（令和17）年頃にピークを迎えると予測されています。中でも単身世帯が著しく増加しており、特に一人暮らしの高齢者の世帯が今後も大幅に増加していくことが見込まれます。世帯人数が少ないほど、一人当たりのエネルギー消費量や廃棄物排出量は増加する傾向が認められることから、家庭における省エネ対策等の促進が重要となっています。

また、単身世帯の増加や核家族化により、地域における「横のつながり」の減少が懸念される中で、「シェアリング」の普及が地域住民をつなぐ一つの手段として注目されています。

今後、空間・時間・モノを共有するシェアリングは、デジタル化の波と相まって拡大していくことが期待され、デジタル化による省エネや限りある資源の有効活用といった点において、環境分野における期待も高くなっています。

● 土地利用・産業構造

県内の土地利用状況（面積）は、森林が約4割と最も多く、続いて住宅地や工業用地等の宅地が約3割を占めており、農地は1割弱となっています。これまでの推移を見ると、農林業的及び自然的な土地利用については、森林は横ばいとなっているものの、農地は都市化の進展等により減少傾向となっています。

一方、都市的な土地利用については、住宅地や道路は都市基盤の整備、社会経済活動の拡大等により増加傾向となっており、工業用地は2012（平成24）年頃までは工場の移転等により減少していますが、その後は横ばいとなっています。

地域別に見ると、農林業的な土地利用の割合が大きい三浦半島地域や県西地域は、今後の人口減少が特に見込まれる地域と重なり、農業や里地里山を保全する担い手が減少することで、荒廃農地の増加や里地里山の荒廃に伴う鳥獣被害の増加等にもつながっていることが示唆されます。

市街地においては、所有者不明の土地や空き家等の増加により、土地の利用効率の低下が懸念されるだけでなく、人口密度の低下により、土地の管理水準が低下するほか、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能の維持が困難となるおそれがあります。また、交通条件や地形的条件の悪い地区等で、モザイク状に人口減少が進んでいる地域があり、いわゆる「都市のスポンジ化」が課題として懸念されています。都市のスポンジ化により、例えば不法投棄の増加や、インフラの維持管理の非効率化に伴う環境負荷の増大といった環境面における影響も想定されます。

これらの課題は既に顕在化しはじめており、県土の荒廃だけでなく、地域社会の衰退を招くおそれがあることから、地域活性化につながる土地利用の効率化や最適化を図るとともに、持続可能で自然と共生した県土の適正な利用と管理に取り組んでいく必要があります。

なお、一定規模以上の大規模な開発事業については、引き続き、神奈川県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント等により、環境影響の低減を図っていく必要があります。

県内の産業構造を見ると、2020（令和2）年度の県内総生産の内訳は、比率が高い順に、製造業が約2割、不動産業が約1.7割、専門・科学技術、業務支援サービス業が約1割となっています。製造業の割合が高いものの、今後は、知識集約型・技術集約型への転換が更に進んでいくことが見込まれます。

また、「特区制度」の取組等により、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット化）、ロボットに関する技術については、今後、更なる進展とともに、人手不足等の社会課題の解決や生産性の向上等に大きく寄与するものと見込まれます。こうした成長産業の発展により、環境問題の解決に資する新たな技術開発への期待も高まっています。

2 基本的事項

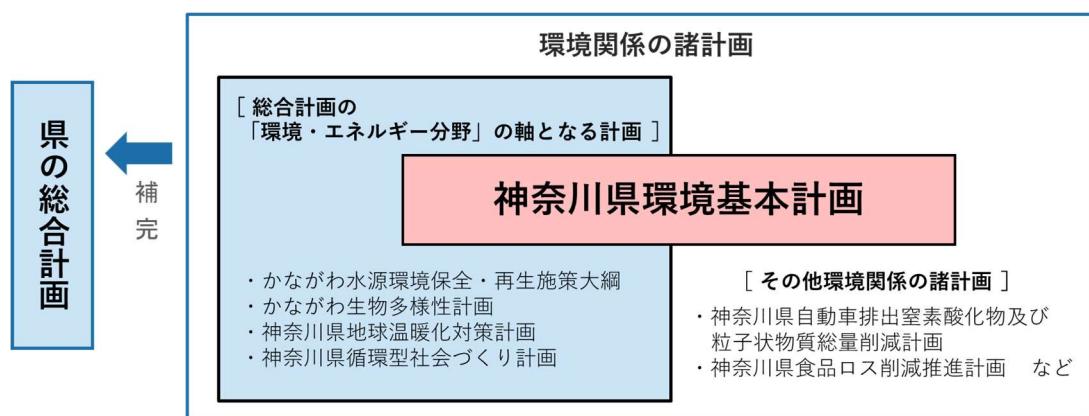
(1) 本計画の位置付け

本計画は、県政運営の総合的・基本的指針を示す、県の総合計画において、環境・エネルギー分野の軸となる計画です。

環境分野における計画は、本計画以外にも、「神奈川県地球温暖化対策計画」、「かながわ生物多様性計画」、「神奈川県循環型社会づくり計画」等の個別計画があり、各分野における詳細な目標や施策等については、各計画に記載しています。

環境基本条例第8条により、各個別計画には、環境基本計画との整合を図ることが求められているため、本計画も各個別計画との整合を図った上で、総合的な視点から環境問題の解決を図るものとします。

なお、環境教育の分野については、本計画の当該分野に係る内容を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に基づく県の行動計画として位置付けます。



(2) 計画期間

2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間

脱炭素社会の実現を目指す2050年を視野に入れながら、SDGsの目標年次や「神奈川県地球温暖化対策計画」における中期目標年次、「かながわ生物多様性計画」における目標年次等を踏まえ、計画期間は2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までとします。

(3) 計画の対象とする環境施策の範囲

- ・ 地球温暖化の防止、気候変動への適応を図るための施策
- ・ 生物多様性や豊かな自然環境を保全するための施策
- ・ 廃棄物を減らし、資源が循環的に利用される循環型社会を形成するための施策
- ・ 良好な大気・水等の生活環境を保全するための施策
- ・ 環境学習・教育施策、多様な主体とのパートナーシップによって推進する環境施策

3 基本目標と施策展開の考え方

(1) 基本目標

次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり

本県における環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定める「環境基本条例」は、「環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行われなければならない」ということを基本理念としています。

この基本理念の下で、2016（平成28）年に策定した環境基本計画では、「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本目標に設定しました。

環境は、そこに生きる全ての「いのち」の基盤であり、今の「いのち」は、環境を介して未来の「いのち」につながっていきます。

良好な環境とは、県民が生きる喜びを実感できる「いのち輝く環境」であり、それを将来世代へ継承していくべきであるとの思いで、設定したものです。

その後の社会状況等を踏まえても、基本目標の背景にある「いのち輝く」という考え方は今も変わらず、また、環境という基盤の上であらゆる「いのち」が輝く姿は、我々を取り巻く環境問題を解決した先に見える、持続可能な社会の実現という将来像と重なります。

そこで、本計画においても、引き続き「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本目標として掲げ、各主体・各分野で連携しながら環境施策を推進することで、人と環境にやさしい社会の実現を目指します。

(2) 計画の施策体系

昨今の環境を取り巻く状況や、国の「第六次環境基本計画」に向けた考え方において、「脱炭素社会への移行は、循環経済への移行や自然再興の取組と相互に関係している」とされていることからも、気候危機とも言われる気候変動への対応をはじめ、生物多様性の保全や循環型社会の形成は、いのちをつないでいくための喫緊の課題となっています。

これらの喫緊の課題に対しては、県民、事業者、団体、市町村など、あらゆる主体が課題を「自分事（じぶんごと）化」し、主体的にそれぞれの取組を進めるとともに、他者との連携・協働をしながら対応していく必要があります。

こうした取組を加速化させるため、県には、各主体の取組の後押しや、各主体間の連携を促す役割が求められており、多様な主体と連携しながら、課題解決に取り組む必要があります。また、県自らも、各主体の範となるよう率先して取組を強化し、一事業者としての責務を果たすとともに、各主体に取組を広げていかなくては

なりません。

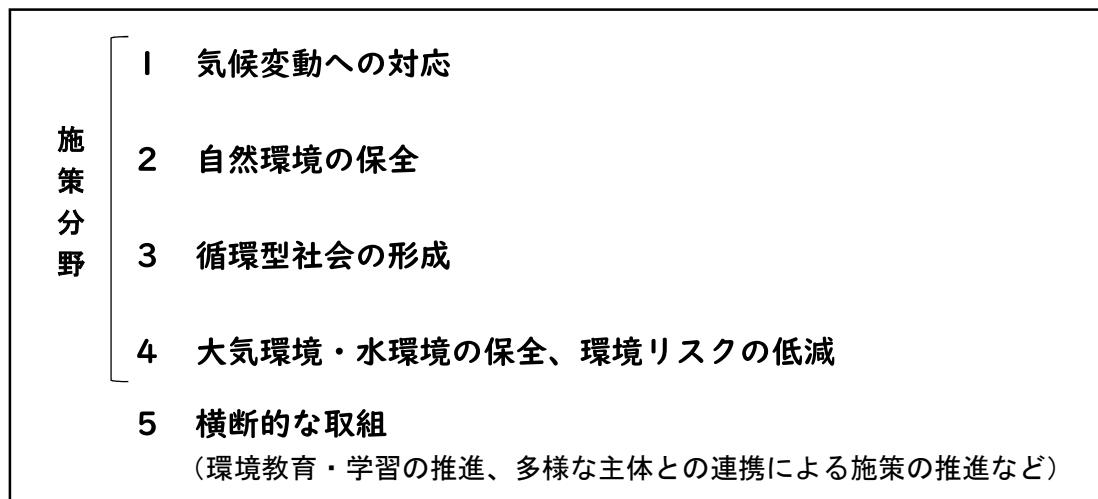
2021（令和3）年の「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）」における「グラスゴー気候合意」では、世界全体に及ぶ危機である気候変動と生物多様性の損失は相互関係にあり、自然や生態系の保護・保全及び回復が重要であると述べられています。さらに、2022（令和4）年のCOP27における「シャルム・エル・シェイク実施計画」にも、気候変動の緩和・適応策に生態系の保護・保全・再生が果たす役割の重要性について記載されています。

気候変動、生物多様性、資源循環等の環境をめぐる問題は、相互に関連しており、一つの分野の視点による取組だけでは、十分な課題解決につながらない可能性があるだけでなく、一つの取組が複数の分野に影響を及ぼすこともあるため、気候変動への対応と同時に、生物多様性の保全、大気や海洋汚染の防止、プラスチックごみへの対処をはじめとした資源循環等に取り組む必要があります。

また、かつては、環境保全と経済発展は相反するものと見なされてきた時代もありましたが、SDGs等の考えに基づき、持続可能な社会の実現に向けて、環境問題と他の社会課題の解決を同時に図ることが重要となっています。

計画の推進に当たっては、それぞれの取組が他の分野にどのような影響を及ぼすか、また、他の社会課題との同時解決を図ることができないかなど、統合的な課題解決を目指すとともに、分野間の施策の整合性にも配慮し、大局的な視点で持続可能な社会づくりのための取組を進めています。

そこで、取組の体系としては、これまでの環境基本計画の施策体系や課題認識等を踏まえ、4つの施策分野と横断的な取組の5つで構成します。



(3) 施策分野ごとの取組の方向性

分 野	取組の方向性
気候変動への対応	未来のいのちを守るため、脱炭素社会の実現に向けて、多様な主体が気候変動問題を自分事化し、オールジャパン、オール神奈川で緩和策と適応策に取り組みます。
自然環境の保全	生物多様性による恵みを次世代へ引き継ぐため、ネイチャーポジティブ（自然再興）に向けて、地域の特性に応じた生物多様性の保全を推進するとともに、各主体が生物多様性の理解と保全行動に取り組みます。
循環型社会の形成	限りある資源を有効活用し、快適な生活や良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、廃棄物ゼロ社会の実現に向けて、あらゆる主体が資源循環（3R+Renewable）に取り組みます。
大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	現在及び将来の県民の健康を守り、生活環境を保全するため、良好な大気環境や水環境の維持・向上を図るとともに、環境リスクの低減に取り組みます。
横断的な取組	持続可能な社会の実現に向けて、あらゆる主体が環境問題を自分事化し、主体的に環境保全に取り組むための基盤となる普及啓発・環境教育等を推進します。

(4) 施策分野ごとの主な取組

施策分野ごとの施策体系や主な取組は次のとおりですが、具体的な施策については、各分野における個別計画に沿って、推進していきます。

分 野	施策の柱	主な取組
気候変動への対応	緩和策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネルギー対策・電化・スマート化 ○ 人流・物流のゼロカーボン化 ○ 再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大 ○ 水素社会の実現に向けた取組 ○ イノベーションの促進（研究開発・新技術の実用化の促進等） ○ 吸収源対策 ○ 循環型社会の推進 ○ CO₂以外の温室効果ガスの排出削減 ○ 横断的な取組（脱炭素教育の推進等） ○ 県庁の率先実行

分 野	施策の柱	主な取組
気候変動への対応	適応策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業・林業・水産業分野の対策（農産物の高温障害対策等） ○ 水環境・水資源分野の対策（海水温上昇による貧酸素水塊対策等） ○ 自然生態系分野の対策（生物の分布域・ライフサイクル等の変化に関する対策） ○ 自然災害・沿岸域分野の対策（洪水、土砂崩れ等に関する災害対策） ○ 健康分野の対策（暑熱・熱中症対策） ○ 産業・経済活動分野の対策（製造業、観光業に関する対策） ○ 県民生活・都市生活分野の対策（交通のインフラ対策等） ○ 分野横断的な取組（情報発信、環境教育）
自然環境の保全	地域特性に応じた生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内のエリアごとの取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 丹沢エリア（ブナ林等自然林の保全・再生） ・ 箱根エリア（自然公園の適正利用の推進） ・ 山麓の里山エリア（農地保全活動、野生鳥獣との棲み分け） ・ 都市・近郊エリア（身近なみどりの保全） ・ 三浦半島エリア（緑地保全、自然とふれあう地域づくり） ・ 河川・湖沼及び沿岸エリア（水域の生態系保全）
	自然環境の保全に資する広域的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 野生鳥獣との共存を目指した取組 ○ 外来生物の監視と防除 ○ 法令・制度等を活用した生態系の保全 ○ 生物多様性への負荷を軽減する取組 ○ 水源環境の保全・再生
	自然環境の保全に向けた行動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性に関する情報の収集・発信、環境教育・学習の推進など
循環型社会の形成	資源循環の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排出抑制、再使用の推進 ○ 再生利用等の推進 ○ 環境教育・学習及び人材育成の推進等
	適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物の適正処理の推進 ○ 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進

分 野	施策の柱	主な取組
循環型社会の形成	適正処理の推進	<input type="radio"/> クリーン活動の推進
	災害廃棄物対策	<input type="radio"/> 災害廃棄物対策
大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	大気環境の保全、更なる向上	<input type="radio"/> 大気環境の常時監視等 <input type="radio"/> 光化学オキシダント、PM2.5等への対応
	水環境の保全、更なる向上	<input type="radio"/> 水質環境の常時監視等 <input type="radio"/> 土壤汚染・地下水汚染対策等 <input type="radio"/> 地盤沈下対策等 <input type="radio"/> 生活排水処理施設の整備促進
	騒音・振動等への対策	<input type="radio"/> 工場、事業場等への立入検査等 <input type="radio"/> 自動車等騒音調査
	化学物質等によるリスクの低減	<input type="radio"/> 実態把握、環境保全対策の推進 <input type="radio"/> アスベストへの対応
横断的な取組	環境教育・学習の推進	<input type="radio"/> 県民による環境学習の促進 <input type="radio"/> 学校等における環境教育への支援
	多様な主体との連携による施策の推進	<input type="radio"/> パートナーシップによって推進する取組 <input type="radio"/> 国際貢献、広域的な取組
	その他	<input type="radio"/> 県庁の率先実行 <input type="radio"/> デジタル化の推進 <input type="radio"/> 県試験研究機関等での調査・研究等 <input type="radio"/> グリーンファイナンスの活用 <input type="radio"/> 自然を活用した社会課題の解決

各分野における主な個別計画

分 野	計画名称	概 要
気候変動への対応	神奈川県地球温暖化対策計画	地球温暖化対策に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本的な計画、かつ再生可能エネルギーの導入等の促進に関する基本的な計画
自然環境の保全	かながわ生物多様性計画	生物多様性の保全に向け、地域の特性に応じた取組及び多様な主体による行動促進の取組を進めるための基本的な計画
循環型社会の形成	神奈川県循環型社会づくり計画	「廃棄物ゼロ社会」の実現に向けて、県民、事業者、行政が連携し、循環型社会形成への取組を進めるための計画
大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画 (大気関係)	自動車排出窒素酸化物等の総量を削減する各種対策を、国、県、市町村、事業者及び県民の緊密な協力の下で総合的かつ計画的に推進するために策定している計画
	東京湾における化学的酸素要求量等に係る第9次総量削減計画 (水質関係)	閉鎖性水域である東京湾の水質改善のため、東京湾に流入する化学的酸素要求量等の令和6年度の目標量及び目標達成に向けた事項を定めた計画

第2章 施策分野

I 気候変動への対応

(1) これまでの取組と課題

県では、2010（平成22）年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」（以下「地球温暖化対策計画」という。）を策定し、その後、2016（平成28）年10月及び2022（令和4）年3月の計画改定にて、温室効果ガス排出量の削減目標等の見直しを行なながら、施策を推進してきました。

しかしながら、気候変動の影響による自然災害は頻発化・激甚化しており、県内においても、2019（令和元）年9月には、台風第15号及び第19号が県内にも記録的な暴風や高波、高潮、大雨をもたらし、大規模な土砂崩れや浸水等により、県内各地で甚大な被害が発生しました。

こうした状況を受けて、2020（令和2）年2月には「かながわ気候非常事態宣言」を発表し、風水害対策の強化、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進、気候変動問題の共有に向けた情報提供・普及啓発に取り組んできました。

2019（令和元）年には、「2050年脱炭素社会の実現」を表明し、2021（令和3）年には、公益財団法人地球環境戦略研究機関▼（IGES）との共同研究により「かながわ脱炭素ビジョン2050」を作成し、県民に脱炭素型ライフスタイルへの転換を促すため、2050（令和32）年の将来像のイメージを提示しました。

2023（令和5）年には、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量の削減目標を、2013（平成25）年度比で46%削減から50%削減に引き上げ、脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させることとしています。

なお、気候変動による影響のリスクを低減するためには、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制する「緩和策」に加え、気候変動の影響によってもたらされる被害を軽減し、より良い生活を送ることができるようにしていく「適応策」を相互補完的に推進する必要があります。

● 緩和策

2020（令和2）年度の県内における温室効果ガス総排出量（速報値）は、5,971万t-CO₂（CO₂換算）でした。2013（平成25）年度比で19.3%減となっており、近年は減少傾向にあります。地球温暖化対策計画における中期目標である「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減」するという極めて高い目標を達成するためには、更なる取組の加速化が必要となっています。

部門別のCO₂排出割合を見ると、産業部門が31.2%を占めて最も多く、業務部門の14.9%と合わせると、全体の約5割を占めています。県では、これまで、一定規模以上の事業活動・建築物・開発事業における「温暖化対策計画書制度」▼を運用してきたほか、中小規模事業者に対しては、省エネ設備導入に対する補助等の支援を行ってきましたが、事業活動におけるCO₂排出量の削減に向けた取組をより一層推進する必要があります。

家庭部門は21.1%を占めており、2013(平成25)年度比で6.1%減少していますが、2013(平成25)年度以降のエネルギー消費量は横ばいであるため、省エネ対策の徹底や再生可能エネルギーの導入・利用といった脱炭素型ライフスタイルへの転換が求められています。

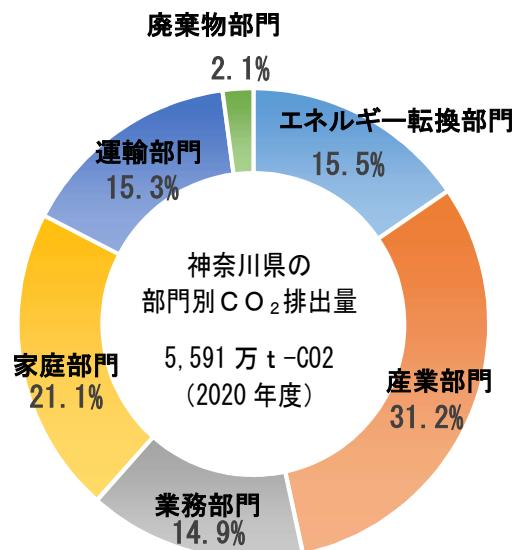
運輸部門は15.3%を占め、そのうち自動車からの排出が8割以上となっており、次世代自動車数の増加や自動車の燃費改善等により、2013(平成25)年度比では20.4%減少しています。

廃棄物部門は全体の2.1%と少なく、廃棄物発生量の減少により、2013(平成25)年度比で10.4%減少しましたが、CO₂排出量は廃棄物中のプラスチック類の比率に影響されると考えられるため、プラスチックごみの減量も重要な課題となっています。

CO₂排出量を削減するためには、エネルギー消費量当たりの排出量を削減する必要があり、再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進を進めています。これまで、導入ポテンシャルが最も大きい太陽光発電を中心に取組を行ってきましたが、2021(令和3)年度の県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合は、20.3%にとどまっています。固定価格買取制度▼(FIT)の見直しによる買取価格の低下等により、太陽光発電等の新規導入量の伸びは鈍化しており、更なる導入拡大が重要となっています。

また、設備導入が困難な事業者や一般家庭においても、再生可能エネルギー由来の電力(以下「再エネ電力」という。)を利用することにより、CO₂排出量を減らすことができます。現在は、再エネ電力の価格の高さが課題となっていますが、将来的には化石燃料由来の電力と価格が逆転するとの推計もあります。時流をとらえながら、CO₂排出量の少ない再エネ電力の利用が進むよう、後押しをしていく必要があります。

脱炭素のためには、CO₂の排出削減だけでなく、CO₂吸収源としての森林整備・保全も重要です。これまで間伐等による森林整備を行うとともに、県



(注) CO₂排出量を万トン単位で四捨五入した上で構成比を算出しているため、構成比の合計は100%になりません。

産木材の利用促進等を進めてきました。森林は、本県の面積の39%を占め、吸収源としてだけではなく、水源かん養や土砂災害の防止といった機能を持っています。土砂災害の防止は、気候変動への適応策としても重要であることから、引き続き、森林の保全・整備を図っていく必要があります。

併せて、森林だけでなく、農地土壤における炭素貯留に資する環境保全型農業▼や、日常生活に身近な都市緑化のほか、ブルーカーボン▼に寄与する浅海域における藻場の再生・整備の取組も併せて推進していく必要があります。

さらに、CO₂に比べて極めて高い温室効果を有するフロン類については、大気中に一度排出されると回収がほぼ不可能であることから、使用機器からの漏えい防止や廃棄時の適切な回収が重要で、ノンフロン機器の開発等についての状況を注視する必要もあります。

● 適応策

横浜地方気象台の観測では、本県の年平均気温は100年当たり約2.0°C上昇しており、追加的な緩和策を取らなかった場合、21世紀末には更に最大で4.2°C上昇すると予測されています。

また、「滝のように降る雨」(1時間降水量50mm以上)の発生回数は増加していると見られ、これも追加的な緩和策を取らなかった場合、21世紀末には発生回数が約2.2倍に増加し、その一方で無降水日が増えるなど、極端現象の発生頻度の増加が顕著になると予測されています。

こうしたことから、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減を図る「緩和策」に加え、緩和策を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に對して、その被害を回避・軽減し、マイナスの影響を最小限に抑えるための「適応策」を、計画的に進めることができます。

地球温暖化の影響の表れ方は、気候、地形、文化等によって異なるため、適応策の実施に当たっては、地域ごとの特性を踏まえることが重要であり、国レベルの取組だけでなく、本県においても、計画的な取組を推進していく必要があります。

(2) 主な施策

ア 緩和策

(ア) 省エネルギー対策・電化・スマート化

- エネルギー消費量の多い大規模事業者は、事業活動温暖化対策計画書制度等に基づき、温室効果ガス排出量の削減目標や具体的な対策を定め、主体的に取組を進めています。こうした取組を更に後押しするため、各事業者の取組を客観的に評価して「見える化」するなど、新たな仕組みを構築します。

- ・ 中小規模事業者は、脱炭素に取り組む必要性を認識しつつも実行に移すことができない事業者が多いことから、相談体制の整備や積極的な情報提供など、企業の状況に応じた支援を行います。
- ・ 建築物の省エネ対策等を進めるため、建築物温暖化対策計画書制度により、建築主に自主的な取組を促すとともに、その取組を公表して「見える化」することで、市場を通じて、より環境性能に優れた建築物への誘導を図ります。
- ・ ZEHやZEB▼の導入を促進するため、そのメリット等の普及啓発や、導入に対する支援を行うほか、ZEH化が困難な既存住宅における省エネ改修への支援等を行います。
- ・ 脱炭素の自分事化を図るため、脱炭素型ライフスタイルへの転換や環境配慮行動の促進等に取り組みます。

(イ) 人流・物流のゼロカーボン化

- ・ 2030 年度までに県内で販売される新車乗用車を全て電動車化するため、EV、FCV▼の導入や充電・充てん設備の設置に対する支援のほか、普及啓発等を行います。
- ・ 次世代の交通サービスであるMaas▼の導入を促進するとともに、公共交通機関の利便性向上、自転車の利用環境整備等を行うことで、それらの利用を促進します。また、自動車専用道路の渋滞対策の促進や、交差点の改良、橋りょうの新設などを進めることにより、交通のボトルネックの解消に取り組みます。

(ウ) 再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大

- ・ 事業所に対しては、自家消費型の再生可能エネルギー等の導入を支援するほか、住宅に対しては、共同住宅への自家消費型太陽光発電等の導入支援や、「住宅用0円ソーラー」による太陽光発電等を支援します。また、事業所及び住宅向けに、太陽光発電等の共同購入事業を行います。
- ・ 農地に太陽光発電を設置する「ソーラーシェアリング」の普及に取り組むとともに、次世代型太陽電池（ペロブスカイト）の開発状況を注視した上で、実証実験や社会実装等を促進するための取組を検討します。
- ・ 民間事業者と連携し、太陽光発電のメンテナンスに係る情報発信を行うほか、2030 年代後半にピークを迎えることが想定される太陽光パネルの大量廃棄に備え、リユースやリサイクルについての普及啓発等を行います。
- ・ 再生可能エネルギーの利用を促進するため、企業向けには、再エネ電力を販売する小売電気事業者とのマッチング等を実施します。
- ・ 超臨界地熱発電など、次世代技術開発に向けた様々な研究開発が行われていることを踏まえ、太陽光発電以外の再生可能エネルギーについても、導入を促進する方策を検討します。

(エ) 水素社会の実現に向けた取組

- ・ 国の補助制度等と連携したF C V導入、水素ステーション整備への支援、京浜臨海部における水素サプライチェーンの構築、県内陸部における水素利用の面的拡大等に取り組むとともに、水素の脱炭素効果等についての情報発信により、水素社会実現に向けた機運を醸成します。

(オ) イノベーションの促進（研究開発・新技術の実用化の促進等）

- ・ 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所において、大学や企業との共同研究開発に取り組み、脱炭素化に資する新技術や新製品の開発を促進します。
- ・ 県内に立地する大企業の研究所等と県内中小企業等との連携による研究開発の取組を支援するほか、ベンチャー企業の有する技術やアイデアを活かした新たなサービス等の開発・実証を支援します。
- ・ 農業分野において、化石燃料を使用しない施設栽培への転換を促進し、脱炭素で低コストである生産技術の確立に向けた取組を行います。
- ・ 熱需要の脱炭素化に向けて、省エネ化や燃料転換等による効率的な熱利用を促進するため、国の助成制度等の情報提供を行います。また、産業部門において、電化による対応が難しい高温の熱需要に対して、燃料の脱炭素化やCO₂の排出が少ないエネルギーへの転換を後押しするための方策を検討します。

(カ) 吸収源対策

- ・ 森林の整備・保全を進めるほか、無花粉スギの中で成長に優れた県独自のエリートツリーの開発や、木造施設の建築により抑制される炭素排出量及び使用する木材に固定（吸収）される炭素量に応じた補助等を行います。また、農地土壤中の炭素貯留量の増加に資する環境保全型農業を推進します。
- ・ 早熟カジメ等を活用し、藻場の再生・整備を進めるほか、国の動向等も踏まえ、クレジット制度の活用を検討します。

(キ) 循環型社会の推進

- ・ プラスチックの資源循環をより一層推進するため、ワンウェイプラスチックの使用削減といったプラスチック使用製品の使用的合理化や再生利用等を促進するとともに、クリーン活動の拡大等に取り組みます。
- ・ 食品ロスを削減するため、消費者、事業者、N P O等の関係団体、行政といった多様な主体と連携・協働しながら、本県の特性等を踏まえた取組を推進します。
- ・ 建設現場で発生する土砂の発生抑制や再利用を推進します。
- ・ ダム上流域から流入する土砂や流木の有効利用を図ります。
- ・ 解体工事現場等への立入検査により、建設資材の分別・再資源化等を促進し

ます。

- 市町村による一般廃棄物の広域的な処理及び処理施設の集約化を進め、ごみ収集体制の効率化や再資源化施設の整備による焼却処理量の抑制を図ります。焼却せざるを得ない廃棄物については、高効率な発電施設等を有する焼却施設で熱回収が図られるよう、市町村の取組を支援します。

(ク) CO₂以外の温室効果ガスの排出削減

- フロン類の排出量を削減するため、業務用冷凍空調機器に使用されているフロン類の適正な管理及び充填・回収、使用済自動車に搭載されているフロン類の適切な回収を推進します。
- 農業分野において、メタンや一酸化二窒素の排出削減に資する栽培方法が普及するよう取り組むほか、畜産分野においても、メタンの削減に資する飼料や飼養方法等に係る技術開発に取り組みます。
- 下水汚泥焼却施設は、焼却時に一酸化二窒素を排出するため、施設更新の際には、排出量が少ない施設の導入を進めます。

(ケ) 横断的な取組

- 学校や家庭、地域における環境教育・学習を推進するとともに、脱炭素社会の実現を推進する上で不可欠な専門的知識を持った人材育成等に取り組みます。
- 神奈川県版脱炭素モデル地域において、市町村、企業など様々なステークホルダーと連携し、地域課題の解決や地域活性化にも資する脱炭素化に向けた取組を実施します。また、この取組で得たノウハウ等を他地域にも活用します。
- 大規模な開発事業を行う事業者に対して、複数の建物間のエネルギーの共同利用など温暖化対策に関する計画書の提出を義務付け、その概要を公表することで、開発エリア全体の温室効果ガスの排出抑制を図るなど、脱炭素型のまちづくりを推進します。
- 都市機能の集約や環境共生の取組を推進するほか、自然環境が持つ機能を生かすグリーンインフラの考え方を踏まえ、緑の保全等を推進します。また、公共工事等の実施に当たっては、環境に配慮した工法の採用や資材の使用等を進めます。
- 資源や行動の効率化を図り、省エネ化を促進するため、家庭生活や事業活動等のあらゆる分野において、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進します。

(コ) 県庁の率先実行

- 県有施設の新設及び建て替えに当たっては、原則としてZEBを導入するなど、徹底した省エネ化に取り組みます。
- 県有施設における太陽光発電及び蓄電池の導入や、再生可能エネルギー電力への切り替え等を推進します。

- 公用車の電動車化（EV、FCV等）や、県有施設への充電設備の整備を進めます。

イ 適応策

(ア) 農業・林業・水産業分野

- 農業においては、高温による品質低下や生育障害等に対応するため、対策技術の確立や農業者への技術指導を行います。また、豪雨等による農地の湛水被害や農道の土砂崩落等の被害の最小化を図るため、農業用排水路等の改修整備や長寿命化に取り組みます。
- 畜産業においては、暑熱の影響による家畜の熱射病や繁殖性の低下等に対応するため、生産者や関係団体に対し、暑熱対策の事例周知や指導を行うほか、飼養環境の改善による暑熱対策等の研究に取り組みます。
- 林業においては、夏場の気温上昇によるきのこ類の病害菌の発生等に対応するため、生産実態の把握や指導に取り組みます。
- 水産業においては、海水温の上昇等に対応するため、海流、漁獲量、漁場の位置等をモニタリングし、回遊性魚類の分布の変化等を把握するほか、藻場の再生など磯焼け▼対策に取り組みます。また、内水面水域においても、主要な河川湖沼において魚類の分布と生態調査を実施するほか、在来種の種苗生産技術の開発研究や外来種の駆除に取り組みます。

(イ) 水環境・水資源分野

- 海水表層の温度上昇等によって発生する貧酸素水塊▼による影響に対応するため、東京湾のモニタリング調査を実施するほか、国と連携して漁場の環境改善等に取り組みます。
- 降雨量の変動に伴う渇水リスクに対応するため、水需要の動向を踏まえた、きめ細やかなダムの運用を行うほか、森林の適切な間伐等を行い、水源かん養などの森林の持つ公益的機能の向上を図ります。

(ウ) 自然生態系分野

生物の分布域やライフサイクル等の変化について、情報収集等により把握します。また、気候変動による影響が予測されているブナ林の衰退について、丹沢山地における継続的なモニタリングを行うとともに、暖海性の魚類等の増加を原因とする磯焼けへの対策等に取り組みます。

(エ) 自然災害・沿岸域分野

- 河川においては、激甚化、頻発化している水害に備えるため、これまでの河川整備に加え、流域のあらゆる関係者が協働して水害軽減に取り組む「流域治水」を推進していきます。

- ・ 下水道や河川等に雨水を排水できないことにより発生する内水浸水対策として、ハード・ソフト一体となった事前防災対策が図られるよう、下水道管理者である市町村が行う雨水管整備や内水による浸水想定区域図の作成・公表等の取組を支援します。
- ・ ダムにおいては、有効貯水量の維持を図るため、計画的に堆積土砂の除去等を行います。
- ・ 沿岸においては、気候変動に伴う海面水位の上昇等を考慮した上で、海岸保全施設等の高さを再検討し、その結果を踏まえた海岸保全施設等の整備を進めます。
- ・ 山地においては、台風等による土砂災害に対応するため、重要交通網等の基礎的インフラを保全する土砂災害防止施設を重点的・集中的に整備するほか、土砂災害警戒区域の見直し等に取り組みます。また、山地災害に対応するため、土砂流出の危険が高い荒廃した森林では、人家に近い箇所で優先的に治山施設を整備します。

(才) 健康分野

- ・ 熱中症搬送者数が増加していることから、熱中症予防に係る普及啓発・注意喚起を行います。
- ・ 気温上昇による蚊媒介感染症の増加に対応するため、感染症の発生予防とまん延防止の対策、発生動向の把握に努めます。
- ・ 気温上昇に伴って上昇する光化学オキシダント▼やPM2.5▼の濃度を低減するため、原因物質（窒素酸化物▼（NO_x）及び揮発性有機化合物▼（VOC）等）の排出抑制対策や自動車排出ガス対策に取り組みます。

(カ) 産業・経済活動分野

- ・ 製造業においては、台風等による工場等の浸水被害や設備の損傷等の水害リスクに対応するため、中小企業に向けた事業継続計画（BCP）の策定支援を行います。
- ・ 観光業においては、風水害による観光客の減少に対応するため、観光客に対して自然災害等の情報を正確かつ迅速に提供するとともに、観光関連事業者に対して、災害時対応の支援等を行います。

(キ) 県民生活・都市生活分野

- ・ 水道施設や下水処理施設への浸水を防止するため、防水ドアや止水板等を設置し、施設の機能維持を図ります。
- ・ 災害時にバイパス機能を果たす道路ネットワークの整備、停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源負荷装置の整備等を進めます。
- ・ 大型の台風の発生等により、廃棄物処理施設の被災や浸水による廃棄物の增加が懸念されるため、水害シナリオも記載した「県災害廃棄物処理業務マニュ

アル」等により、県と市町村間の共通認識を深め、必要な取組等を進めます。

- 市街地におけるヒートアイランド現象の緩和に資する緑地の保全や街路樹の維持管理等に取り組みます。

(ク) 分野横断的な取組

- 気候変動に関する情報（気象データ、熱中症や農業への影響等）及び適応に関する情報（各主体の取組事例）を収集・整理し、県民や事業者向けに発信します。
- 若年層を中心に気候変動問題への理解促進を図るため、気候変動に関する学習教材の活用を促し、学校等における環境教育の推進を支援します。

(3) 指標

施策の効果を象徴的に表す「指標」を次のとおり設定します。

指標名	2020年度 実績	2030年の数値	備考
県内の温室効果ガス排出量 (2013年度比)	△ 19.3%	△ 50%	神奈川県地球温暖化対策 計画に基づき設定

2 自然環境の保全

(1) これまでの取組と課題

自然環境の保全に当たっては、生態系に着目し、生物多様性を保全する視点を中心に取組を進めており、2016（平成28）年3月に策定した「かながわ生物多様性計画」（以下「生物多様性計画」という。）に基づき施策を推進してきました。

生物多様性計画の策定以降、SDGs達成に向けた機運の高まり、コロナ禍を経ての人と自然との関わりの変化、気候変動対策と生物多様性保全の両立の議論といった新しい動きも出ています。

引き続き、「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と「生物多様性の理解と保全行動の促進」の2つを目標に掲げつつ、新たな動きを踏まえ、2030（令和12）年のネイチャー・ポジティブ（自然再興）の実現を目指した「30 by 30」目標等も見据えながら、県としても施策を推進していきます。

水源環境の保全・再生に当たっては、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」▼を策定し、自然が本来持っている水循環機能を保全・再生するための特別な対策に取り組んできました。暮らしを支える良質な水を、将来にわたって安定的に確保するための施策を、引き続き推進していく必要があります。

● 地域特性に応じた生物多様性の保全

生物多様性計画では、本県の地域特性を踏まえて主な生態系を、「山地・森林生態系」、「里山・農地生態系」、「都市生態系」及び「陸水生態系と沿岸域」の4つのまとまりでとらえ、その生態系に着目し、県土を6つのエリアに分けています。

これまで、植生回復のためにニホンジカの管理捕獲や森林整備を中心に行うエリア、里地里山の保全を行うエリア、都市住民が自然とふれあう場を保全するエリアというように、各エリアに即した取組を実施してきました。

生物多様性は、一度失われると回復が困難です。自然がもたらす恵みを次の世代に引き継いでいくため、その大切さを認識し、継続性を持った保全と持続可能な利用を図っていくことが求められています。

県土のエリア区分	エリアに関する主な生態系
丹沢エリア	山地・森林生態系
箱根エリア	里山・農地生態系
山麓の里山エリア	都市生態系、里山・農地生態系
三浦半島エリア	里山・農地生態系、都市生態系
河川・湖沼及び沿岸エリア	陸水生態系と沿岸域



● 自然環境の保全に資する広域的な取組

自然環境の劣化が進むことで、農作物への被害や人身被害といった直接的な被害も発生しています。自然環境は生きものの生息場所となるだけでなく、森林は水源かん養機能を担うほか、土砂災害を防止し、都市の中のみどりは、心豊かな生活を支えるなど、我々の生活に直結した機能も備えています。

こうした自然環境を保全するため、法令に基づく地域指定による緑地保全、外来生物の防除や野生鳥獣との棲み分け、環境に配慮した計画的な土地利用といった取組を、各エリアの範囲内にとどまらず広域的に実施してきました。

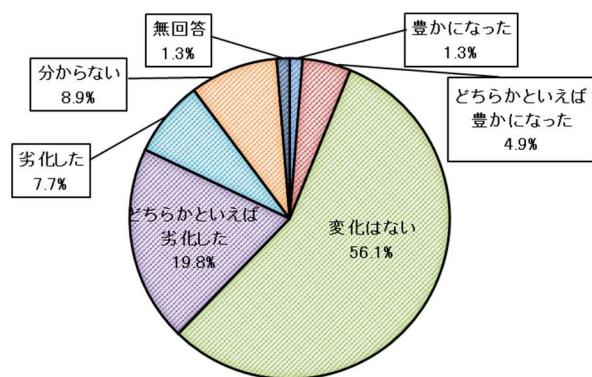
これらの取組には、人間の経済的活動の消長や野生鳥獣の生態、外来生物の移入など動的な要因が関係するため、安定的な効果が表れにくくはありますが、実効性の高い手法を追求し、今後も継続的に着実な取組を進めていく必要があります。

● 自然環境を保全するための行動の促進

生物多様性の保全は、行政の取組や規制のみでは限界があるため、企業や県民等の多様な主体が自分事として取り組むことが求められます。

生物多様性計画における取組の成果もあり、2022（令和4）年度に実施した県民ニーズ調査において、「生物多様性」という言葉を知っていると答えた県民の割合は72%と、7割を超えました。

一方で、「生物多様性のために何らかの行動をしている」割合は48.8%にとどまり、また、「周辺の自然環境が豊かになった」と感じる割合は1.3%、「劣化した」と感じる割合は7.7%となっています。県民の実感として、自然環境や生物多様性の保全が進んだとは受け止められていない現状があり、自分事として取組が進むための支援を、より一層充実させる必要があります。



2022年度県民ニーズ調査結果

「お住いの周辺地域の自然環境は、
おおよそ3年前と比べてどのような変化があったと感じますか」

● 水源環境の保全・再生

2001（平成13）年に宮ヶ瀬ダムが完成し、県民が将来にわたり必要とする水を確保するための施設は概ね整ったものの、上流域にある森林の荒廃や生活排水対策の遅れなど、様々な課題がありました。

そこで、2007（平成19）年以降の20年間における水源環境保全・再生の将来の展望と施策の基本方向を「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」として取りまとめ、この大綱に基づき、5年ごとに取り組む対策について、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、現在、第4期目の施策を推進しています。

森林関係の事業については、水源林の整備等を進めた結果、水源かん養等の公益的機能の高い森林づくりは着実に進み、シカの採食による影響等もありますが、植生の回復が見られるなど効果が表れてきています。

また、水関係の事業では、河川・地下水の保全・再生、水源環境への負荷軽減等を進めてきた結果、河川の水質が改善するなど、一定の成果が見られています。

大綱の目的である「良質な水の安定的な確保」に向けて、引き続き水源環境の保全・再生に取り組んでいきます。

(2) 主な施策

ア 地域特性に応じた生物多様性の保全

(ア) 丹沢エリア

ブナ林の立ち枯れやニホンジカの採食による自然植生の衰退、土壌流出などの自然環境の劣化からの再生を目指します。ブナ林等の保全・再生、公益的機能の発揮を目指した森林の整備、ニホンジカの管理、自然公園施設の適切な管理や適正利用等の取組を進めます。

(イ) 箱根エリア

箱根山地の景観と生態系の保全等を図るため、自然公園の適正利用に取り組むとともに、公益的機能を発揮するための森林整備やニホンジカ・ニホンザルの管理等の取組を進めます。

(ウ) 山麓の里山エリア

農業の有する多面的機能と、それを支える農林業の営みを維持するため、里地里山保全等の促進や地域による農地保全の共同活動、野生鳥獣との棲み分けに向けた対策等の取組を進めます。

(エ) 都市・近郊エリア

都市に残された身近な自然を保全するため、都市公園の適切な管理運営を行うとともに、トラスト制度▼など多様な主体との連携・協働による緑地の保全や管理、里地里山保全等の促進、環境保全型農業等の推進等の取組を進めます。

(オ) 三浦半島エリア

三浦半島に残された自然を保全するため、多様な主体との連携・協働による緑地の保全や管理、里地里山保全等の促進や環境保全型農業の推進、農業や水産業の体験学習など、自然とふれあう地域づくりを進めます。また、特定外来生物▼であるアライグマ等の防除対策を進めます。

(カ) 河川・湖沼及び沿岸エリア

生きものに配慮した多自然川づくり、砂浜の回復・保全、水域の生態系保全や外来魚対策等に関する調査研究等を進めます。

イ 自然環境の保全に資する広域的な取組

(ア) 野生鳥獣との共存を目指した取組

- 被害をもたらす鳥獣の習性や被害状況、地域の実情等に応じて、地域住民や

市町村など地域の関係者が主体となって行う鳥獣被害対策の取組を支援し、人と鳥獣の棲み分けを図っていくことにより、野生鳥獣との共存を目指します。

- ・ 林床植生など生態系への影響が大きく、農林業被害も生じているニホンジカについては、「生物多様性の保全と再生、丹沢山地でのシカ地域個体群の安定的存続、農林業被害の軽減、丹沢山地以外でのシカ定着の防止」を目標とし、個体数調整、生息環境管理及び被害防除対策を実施します。
- ・ 農業被害や生活被害、人身被害が深刻化しているニホンザルについては、「適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理、農作物被害の軽減、生活被害・人身被害の根絶」を目標とし、被害防除対策、群れ管理、生息環境整備を効果的に組み合わせて行う取組を実施します。

(イ) 外来生物の監視と防除

- ・ 県内に生息する外来生物に係る情報を把握し、広域的・専門的見地から対応方針を整理するとともに、特に生態系への影響や農業被害、生活被害が大きいアライグマ、クリハラリスについては防除実施計画を策定し、市町村等と連携して防除対策を進めます。
- ・ 地域住民等による防除活動への技術的支援や防除手法を確立するための試行的対策を行うとともに、県民、企業等に対し外来生物についての普及啓発等を行います。

(ウ) 法令・制度等を活用した生態系の保全

- ・ 法令による地域指定や、都市公園の整備、トラスト制度など、地域の特性に応じた手法を活用し、緑地等の保全を図ります。法や条例に基づく指定地域では、建築物の建築等の一定の行為について制限を設けており、原則として現在の指定については指定を維持し、必要に応じて新たな指定も検討します。
- ・ 現行の法制度を最大限活用しても保全を図ることのできない良好な緑地については、所有者との保存契約の締結や「かながわトラストみどり基金」を活用した買入れを行います。

(エ) 生物多様性への負荷を軽減する取組

- ・ 神奈川県土地利用調整条例▼や神奈川県環境影響評価条例▼等の運用により、開発を行う際にも環境に配慮したものとなるよう調整し、生物多様性への負荷を軽減します。
- ・ 農業分野においては、化学農薬や化学肥料の使用を減らし、環境への負荷を低減した環境保全型農業の推進を図ります。

(オ) 水源環境の保全・再生

- ・ かながわ水源環境保全・再生施策大綱に基づき、荒廃が懸念される私有林の整備や、河川の保全・再生、地下水かん養対策を進めます。

- ・ 昨今の集中豪雨等による土砂災害の頻発化、激甚化も踏まえ、土壤保全対策に取り組んでいくとともに、私有林の整備に当たっては、シカの管理捕獲と連携した森林整備に取り組み、林床植生の回復を図り、水源かん養等の公益的機能の高い森林づくりを推進します。

ウ 自然環境の保全に向けた行動の促進

- ・ 県民や事業者、行政等の様々な活動主体が、自分事として生物多様性の保全のための行動をとることができるよう、生物多様性に関する様々な情報を収集するとともに、情報サイト等により適切に情報発信を行います。
- ・ 様々な活動主体が行う生物多様性に関する講座や事業、「自然共生サイト」▼の認定申請に係る相談等に対し、アドバイザー派遣制度等を通じて、専門的・技術的なアドバイスを行い、ニーズに合わせたオーダーメイド型の取組支援を行います。
- ・ 自然観察会の実施やグリーンツーリズム▼の推進など、自然を実感できる場を提供し、生物多様性に関する環境教育・学習を推進します。
- ・ 森林づくりボランティア体験などの森林活動や森林再生パートナー制度（企業・団体を対象とした参加協力の仕組み）など多様な方法により、県民や企業等に森林づくりへの理解と協力を得られるよう、取組を推進します。

(3) 指標

施策の効果を象徴的に表す「指標」を次のとおり設定します。

指標名	2022年度 実績	2030年 の数値	備考
生物多様性の保全につながる活動を実施している人の割合 (県民ニーズ調査結果)	48.8%	60.0%	かながわ生物多様性計画に基づき設定
県内の陸域及び内陸水域における生物多様性の保全が図られている面積の割合	32.13% (77,643ha)	32.20% (77,800ha)	

「県内の陸域及び内陸水域における生物多様性の保全が図られている面積」とは、保護地域（法や条例等に基づき保護されている地域）及びOECM（保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域：Other Effective area-based Conservation Measures）の合計面積のことです。

3 循環型社会の形成

(1) これまでの取組と課題

循環型社会の実現に向けて、本県では、2002（平成14）年に「神奈川県廃棄物処理計画」を策定し、2012（平成24）年には、これを「神奈川県循環型社会づくり計画」（以下「循環型社会づくり計画」という。）に名称を改め、「廃棄物ゼロ社会」を基本理念として、3R（リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））及び廃棄物の適正処理を推進してきました。

一般廃棄物の排出量（県民一人当たり）は減少していますが、産業廃棄物の排出量は長期的に横ばい傾向、不法投棄等残存量は近年微増傾向であるなど、引き続き対応すべき課題となっており、県民、事業者、市町村等と連携を図りながら、更なる取組を進めていく姿勢が求められています。

近年は、気候変動による水害等の自然災害が頻発し、大規模地震が発生する可能性も指摘されています。発災時に生じる大量の廃棄物を、迅速かつ適正に処理する体制の整備がますます重要となっています。

さらに、国際的な課題である脱炭素社会の実現のためには、廃棄物の焼却時に発生する温室効果ガスの排出量削減と、廃棄物エネルギーの有効利用を進める必要があります。

これまでも行ってきた廃棄物排出量の減量、再生利用の推進等に向けた取組を一層深めるとともに、新たな課題にも対応しながら、循環型社会の形成に向けて取り組んでいく必要があります。

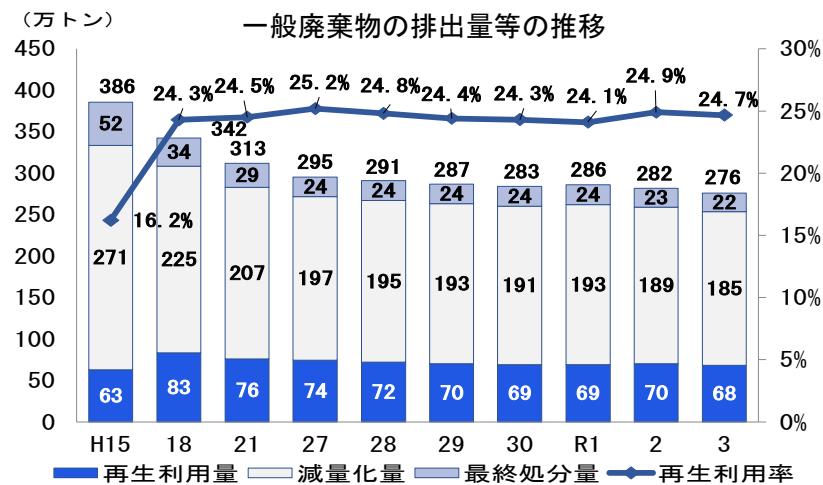
● 一般廃棄物

これまで、市町村のごみ処理広域化・集約化の推進や普及啓発活動等による適正処理の推進に取り組んできた結果、2021（令和3）年度の本県における一般廃棄物の排出量は276万tでした。循環型社会づくり計画の計画期間初年度である2012（平成24）年度と比較すると20万t以上減少しており、長期的には減少傾向にあります。

生活系ごみの県民1人1日当たりの排出量も、2021（令和3）年度で631gと減少傾向にあり、市町村による住民への働きかけなどにより、家庭から出るごみの減量化が進んでいることによるものと考えられます。ただし、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、前年度よりも14g増加しており、社会状況の変化によって影響を受けることが示されました。

最終処分量も、排出量の減少に伴って長期的には減少傾向にありますが、近年は横ばい又は微減傾向で推移しており、再生利用率は、2006（平成18）年度以降、ほぼ横ばい傾向にあります。

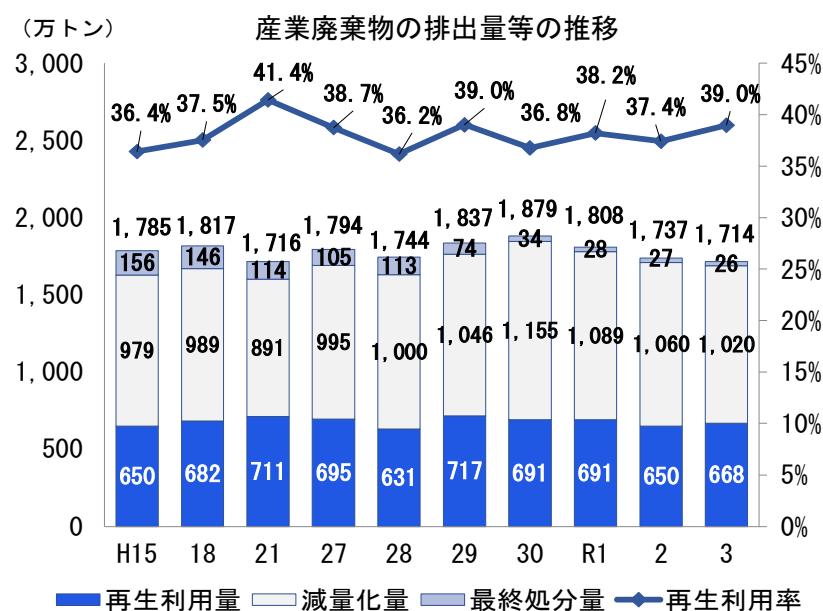
なお、家庭から排出され焼却されているごみの内訳は、生ごみが約3割、紙類が約3割、プラスチックごみが約1割強となっています。再生利用率の向上には、家庭における未利用食品等の食品ロスの削減、紙やプラスチックごみの分別の徹底等を図る必要があります。



● 産業廃棄物

排出事業者に対する排出抑制・再生利用の促進や適正処理の指導を行ってきた結果、2021（令和3）年度の産業廃棄物の排出量は1,714万tで、ここ数年は減少傾向にあります。最終処分量は、海洋投入処分▼に係る規制の厳格化により、海洋投入処分量がゼロとなったことが主な要因となって、減少傾向にあります。

より一層の排出抑制、再生利用等を推進するため、多量排出事業者の自主的な取組を促進するとともに、県としても詳細な現状把握に努め、対策を推進していく必要があります。



● 適正処理

不法投棄や不適正保管については、県民、事業者、市町村、警察等と連携した監視活動や、事業者に対する適正処理の指導等を実施してきましたが、その残存量は、2016（平成28）年度以降、年度による増減はあるものの、全体として微増傾向となっています。大規模な不適正保管事案は、建設業者によるものが多くを占めています。

また、P C B廃棄物▼については、神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき、法令で定められた期限内での処理を進めています。

● 災害廃棄物処理

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、一義的には市町村がその処理を行うこととされています。県は、市町村に対して必要な情報提供や技術的支援を行う立場にあり、被災市町村だけで処理が困難な場合に、広域的な支援体制を整備する役割を担っています。

近年の自然災害が激化している状況を踏まえると、平時の備えが急務ですが、県内市町村において、災害廃棄物処理計画を策定しているのは、2022（令和4）年時点で、26市町村となっています。

（2）主な施策

ア 資源循環の推進

（ア）排出抑制、再使用の推進

- ・ 県民一人ひとりが、食品ロスやプラスチックごみの削減をはじめ、自分事としてできるだけごみを出さない生活を心がけ、実践するよう、県のホームページやS N S等の様々な媒体を活用して啓発活動等を推進し、ライフスタイルの変革を促進します。
- ・ 事業活動に伴い発生する廃棄物の排出を抑制するため、多量排出事業者等を対象とした自主管理事業の充実や簡易包装の推進などサプライチェーン全体を通じた働きかけにより、事業者の取組を推進します。
- ・ 化石資源を原料とするプラスチック等の素材を、再生可能な資源に切り替えるRenewable（リニューアブル）のための取組を進めます。

（イ）再生利用等の推進

- ・ 再使用できず廃棄物となったものは、繰り返し再生利用が可能な高い品質の再生素材へリサイクルするなど、より質の高いリサイクルを推進します。また、やむを得ず焼却処理する場合には、熱回収によりエネルギーとして有効利用し

ます。

- ・ 各法令に基づくリサイクル制度が円滑に実施されるよう、市町村や関係機関と連携を図りながら、制度の普及啓発や対象事業者に対する指導等を行います。

(ウ) 環境教育・学習及び人材育成の推進等

- ・ 循環型社会の形成には若年層への啓発等による人材育成が重要であることから、学校や家庭、地域における環境教育・学習を推進します。
- ・ 優良産業廃棄物処理業者認定制度の適切な運用や講習会の開催等により、排出事業者及び処分業者における人材育成を推進します。

イ 適正処理の推進

(ア) 廃棄物の適正処理の推進

- ・ 一般廃棄物処理施設の整備や維持運営への支援、市町村と連携した広域的なごみ処理体制の確保に係る取組の推進により、一般廃棄物の適正処理を推進します。
- ・ 産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき適正処理等の指導を行うとともに、関係団体と協力して優良な産業廃棄物処理業者を育成・支援することで、産業廃棄物の適正処理を推進します。
- ・ P C B 廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法等に基づき、処理期限までに確実に処理を完了します。

(イ) 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進

- ・ 不法投棄撲滅に向け、県民、事業者、関係団体等と連携・協力した取組や監視活動等を実施することで、不法投棄を許さない地域環境づくりを目指します。
- ・ 廃棄物処理法等に基づき、適正な処理を行うよう指導を徹底し、不適正処理事案に対しては関係機関とも連携し、厳正に対応します。

(ウ) クリーン活動の推進

県民、市町村、事業者等と連携・協力し、積極的な情報提供等によりクリーン活動を推進することで、散乱ごみの回収を進めるとともに、県民の環境意識の醸成やポイ捨てさせない地域環境づくりを進めます。

ウ 災害廃棄物対策

災害時に大量の発生が想定される災害廃棄物について、平時からの備えとして、協力体制の構築や職員の教育訓練など、必要な処理体制の構築を進めるとともに、発災時には適正処理と循環的な利用を確保したうえで、市町村や関係機関と連携し、

円滑・迅速な処理を行います。

(3) 指標

施策の効果を象徴的に表す「指標」を次のとおり設定します。

指標名	2021年度 実績	2030年 の数値	備考
生活系ごみ1人1日当たり の排出量	631g／人・日	608g／人・日	
産業廃棄物の排出量	1,714万t	1,826万t	
不法投棄等（不法投棄及び 不適正保管）の残存量	15.0万t	前年度より 減少	神奈川県循環型社会づくり 計画に基づき設定

「産業廃棄物の排出量」の2030年数値は、2021年度実績よりも増加していますが、これは、2019（令和元）年度（＊）比で1.8%増加するという将来予測に対して、1%の増加に抑えた数値です。国の基本方針において、「2012（平成24）年度に対し、2025（令和7）年度において、排出量の増加を約3%に抑制する」とされていることを踏まえ、増加率のさらなる抑制を目指したものです。

* 県の将来推計における基準年度

4 大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減

(1) これまでの取組と課題

便利で豊かな生活を求めるなかで、我々は、大気や水といった身近な環境に負荷をかけるとともに、自らの健康リスクを高め、生物多様性の損失等の負の影響を与えてきた歴史があります。高度経済成長期には、これらが大きな社会問題となりましたが、その後の取組により、状況は大幅に改善しています。

しかし、長きにわたり光化学オキシダントの環境基準を達成できていないことをはじめ、依然として取り組むべき課題が多く残されています。また、有害性が指摘されている有機フッ素化合物（P F A S▼）が県内の河川や地下水でも確認されているため、対応が求められています。

コロナ禍に伴う社会活動の変化が、大気環境に影響を与えたことからも、社会経済の動向と併せて、環境の状況を注視していくことが重要であることが示されました。我々の生活にとって、良好な大気環境や水環境は必要不可欠であり、県は、関係自治体と連携しながら、広域的にその保全のための取組を進めていく必要があります。

● 大気環境

大気汚染防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「生活環境保全条例」という。）等に基づき、工場等から排出される窒素酸化物やばいじん等の大気汚染物質に対して、濃度規制や総量規制を実施するとともに、ディーゼル車運行規制や低公害車の普及、エコドライブ▼の推進等の施策を推進した結果、二酸化硫黄▼（S O₂）及び一酸化炭素▼（C O）は、長期間にわたり環境基準を達成しています。

二酸化窒素▼（N O₂）や浮遊粒子状物質▼（S P M）についても改善傾向が見られ、2016（平成 28）年度以降、いずれも環境基準の達成率は 100%の状態を継続しています。

また、微小粒子状物質▼（P M_{2.5}）については、2016（平成 28）年度以降、環境基準を達成する状況を継続しています。

さらに、光化学オキシダントについては、環境基準達成率が 0 %の状況が継続しているものの、長期的な改善傾向を評価するための指標で見ると、近年、その濃度は低下傾向にあります。光化学スモッグについては、年間数日程度、注意報を発令する状態が継続しています。

P M_{2.5} 及び光化学オキシダントについては、生成機構が十分に解明されていないといった課題があります。

● 水環境

水質汚濁防止法や生活環境保全条例に基づく事業者への指導のほか、下水道や浄化槽などの生活排水処理施設の整備を行ってきました。また、「東京湾における化学的酸素要求量等に係る総量削減計画」に基づき、汚濁負荷対策等を取り組んできました。

その結果、2021（令和3）年度の河川のBOD▼（生物化学的酸素要求量）の環境基準達成率は93.3%、相模湾のCOD▼（化学的酸素要求量）の環境基準達成率は100%となり、良好な状態を維持しています。

一方、東京湾では、CODの環境基準達成率は63.6%と低く、相模湖と津久井湖では、全窒素と全りんの環境基準をこれまで一度も達成していません。

このようないわゆる閉鎖性水域▼については、汚濁負荷を低減するため、引き続き生活排水対策を推進するとともに、アオコや赤潮の原因となる富栄養化状態への対策も必要です。

地下水については、2021（令和3）年度の定点調査結果で環境基準達成率は98.7%となり、良好な状態を維持しています。

また、県内でPFOs▼等の暫定目標値を超過する河川や地下水が複数確認されており、県民の関心が高まっています。

● 化学物質

現在、数万種類の化学物質が流通しているとされています。これらは生活に欠かせない反面、環境中へ排出されると有害になる場合もあり、取り扱う事業者による適正な管理が重要です。

本県では、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）や生活環境保全条例に基づき、事業所における化学物質の排出量や取扱量を把握し届け出る制度等を設け、化学物質による環境負荷の低減に向けた事業者の自主的な取組を促進しています。

その結果、化管法の届出に基づく、本県における排出量は、2020（令和2）年で4,477tとなっており、減少傾向にあります。

（2）主な施策

ア 大気環境の保全、更なる向上

（ア）大気環境の常時監視等

- ・ 大気汚染防止法に基づき、県内各所で大気汚染物質の常時監視を行い、結果を速やかに公表します。
- ・ ばい煙を発生する工場や事業場等に対しては、関係法令に基づく立入検査

を実施し、排出基準の遵守状況を確認するなど、規制・指導を行います。

(イ) 光化学オキシダント、PM2.5等への対応

- ・ 原因物質の一つであるVOC（揮発性有機化合物）の排出抑制のため、排出事業者による自主的な取組を促す普及啓発を行います。
- ・ PM2.5の広域的な移動の実態把握や発生源の種類・地域を明らかにするための調査研究を行います。
- ・ 神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画に基づき、ディーゼル車運行規制や低公害車の普及、エコドライブの推進、国や関係機関と連携した幹線道路整備や信号制御等による交通流の円滑化・交通管理等の施策を推進します。

イ 水環境の保全、更なる向上

(ア) 水質環境の常時監視等

- ・ 水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域（河川、湖沼及び海域）の水質測定を行い、結果を公表します。各種対策により、水質改善が確認された水域については、再び悪化することのないよう環境基準を上位類型へ見直します。
- ・ 公共用水域へ排水を排出する特定事業場等に対しては、定期的な立入検査を実施し、排出基準の遵守状況を確認するなどの規制・指導を行います。
- ・ 閉鎖性水域である東京湾の水質については、「東京湾における化学的酸素要求量等に係る総量削減計画」に基づき、東京湾やその流入河川に排水を排出する工場・事業場に対し、COD、窒素・りん含有量を削減するよう総量規制、削減指導等を行います。
- ・ 湖沼については、生活排水等の流入対策を行います。また、アオコの発生抑制のため、湖水の循環を促すエアレーション装置を相模湖及び津久井湖に設置しており、引き続き適切な運用を行います。
- ・ PFA Sについては、河川、地下水等のモニタリングを実施し、暫定目標値を超過した地域では、市町村と連携して注意喚起を行って健康被害の防止を図ります。また、国による有害性評価等に関する情報を収集し、県民の不安に応えるため、情報発信に取り組みます。

(イ) 土壤汚染・地下水汚染対策等

- ・ 水質汚濁防止法に基づき、県内の地下水質について水質測定を行い、結果を公表します。
- ・ 地下水環境基準を超過した地点については、継続的に監視を行うとともに、基準超過の要因となっている発生源を特定した場合は、浄化等対策の指導を行います。

- 有害物質により汚染された土地については、法令に基づき公示等をするとともに、土壤汚染の除去等、必要な指導を行います。また、土壤汚染に伴う地下水汚染の有無について確認を行い、地下水汚染がある場合は、周辺への影響の有無について水質調査を行い、その結果を公表します。

(ウ) 地盤沈下対策等

地下水の採取が、地盤沈下をもたらす要因となり得ることから、過剰採取の規制を行うなど、地下水のかん養を図っていきます。

(エ) 生活排水処理施設の整備促進

未処理の生活排水の河川等への流入を抑制するため、下水道、農業集落排水施設▼、合併処理浄化槽▼など、生活排水処理施設の整備を促進します。

ウ 騒音・振動等への対策

(ア) 工場、事業場等への立入検査等

工場、事業場等からの騒音・振動・悪臭については、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び生活環境保全条例に基づき、市町村と連携して、規制基準の適合状況を確認するための立入検査等の規制・指導を行います。

(イ) 自動車等騒音調査

自動車、新幹線、航空機について騒音調査を実施します。また、必要に応じて環境基準の類型指定の見直し等を行います。

エ 化学物質等によるリスクの低減

(ア) 実態把握、環境保全対策の推進

- 生態系への影響が懸念される化学物質については、適切なモニタリングにより環境濃度の実態を把握し、県民等への情報提供に努めます。
- 大気汚染防止法の政令市と連携して、各地域内の有害大気汚染物質の調査を実施し、その結果の分かりやすい情報提供に努めます。
- 化管法や生活環境保全条例に基づき、事業者への規制や指導を行います。国の化管法等では、事業者に対し、取り扱う化学物質の量の把握や排出量低減のための措置を講じるよう求めています。県からは、適切な情報提供を行うことで、事業者の自主的な取組が進むよう支援していきます。
- 農業分野においても、化学農薬や化学肥料の使用を減らし、環境への負荷を低減した環境保全型農業の推進を図ります。

(イ) アスベストへの対応

大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき、アスベスト除去の作業を行う工事現場等に対して立入検査を実施するとともに、必要に応じて現場周辺の環境調査も併せて実施し、飛散防止の徹底を図ります。また、適正な処理がなされるよう、事業者に対して適宜、情報提供を行っていきます。

(3) 指標

施策の効果を象徴的に表す「指標」を次のとおり設定します。

指標名	2022年度 実績	2030年 の数値	備考
(大気環境) PM2.5 の自動車排出ガス測定局における年平均値の全局平均値	8.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	前年度より削減	年平均値の環境基準は15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
(水環境) 東京湾の化学的酸素要求量(COD) の環境基準達成率	63.6 %	72.7 %	11 水域中8水域の環境基準達成を目標として設定

5 横断的な取組～統合的な課題解決を目指して～

気候変動、生物多様性、資源循環等の環境をめぐる問題は、相互に関連しており、一つの分野の視点からだけでは、十分な解決にはつながらない可能性が考えられます。ある分野における一つの取組が、他の複数分野に影響を及ぼすこともあるため、分野を超えた横断的な視点を持って、取組を進めることができます。

計画の推進に当たっては、ここまで記載してきた各施策分野における施策を着実に進めながら、それぞれの取組が他の分野にどのような影響を及ぼすかといった分野間における相互関係や整合性に配慮し、さらには、経済や社会といった環境以外の側面への影響も考慮し、統合的な課題解決を目指すことが重要です。

また、以前に比べ、一人ひとりの環境意識は向上し、企業等においてはESG投資や環境に配慮しながらのビジネスモデルが次々と生み出されています。教育現場においても、持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）がなされるなど、持続可能な社会づくりに向けた機運は着実に高まりを見せています。

しかし、多様化・複雑化する環境をめぐる課題を解決するには、一層の環境教育・環境学習の充実や、県民、事業者、環境活動団体、研究機関、行政といった多様な主体が課題を自分事としてとらえ、具体的な行動に移していくことはもちろん、各主体が協働・連携して取組を推進することが必要です。

(Ⅰ) 施策分野間の相互関係・環境以外の側面への影響

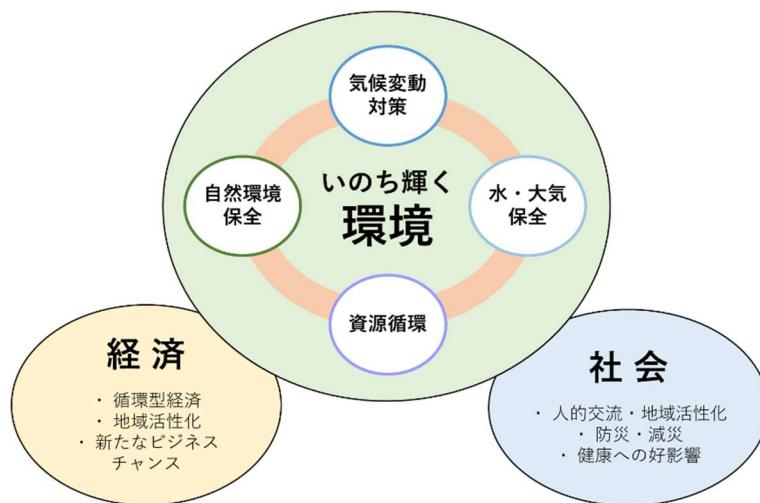
各分野における取組を進めることで、他の分野や環境以外の側面に様々な影響*を及ぼすことが想定されます。

次ページ以降に挙げた影響は一部に過ぎませんが、施策の推進に当たっては、こういった相互間の影響を意識し、府内の連携を図りながら、分野横断的に統合的な課題解決を目指していきます。

県民や事業者にも、環境施策が自身の健康や経済等にプラスの影響をもたらすことを御理解いただき、自分事として、環境に配慮した生活・事業活動を推進できるよう、県として普及啓発に努めるなど、後押しをしていきます。

なお、影響はプラスの方向ばかりではなく、ある分野の施策が他の分野に対してはマイナスの影響を与える可能性があります。例えば森林を伐採しての太陽光発電の設置が生物多様性の損失を招く恐れがあるなど、こういった「トレードオフ」の関係にも注意し、できる限りマイナスの影響を生じさせないよう配慮しながら、各施策を推進していきます。

施策分野間の関係（イメージ）



* 以下は、神奈川県に本部を置く公益財団法人地球環境戦略研究機関（I G E S）の協力により、記載しました。ここに記載した影響は、本県の施策の範囲内に収まらないものもありますが、意識すべき事例として記載しています。

● 「気候変動への対応」と他分野の相互関係等

- 化石燃料の燃焼により、温室効果ガスと大気汚染物質が排出されることから、化石燃料由来のエネルギーから再生可能エネルギー利用に切り替えることは、大気環境の保全にも資する。
- E V導入は、自動運転技術との相性がよく、事故の減少にもつながり得る。また、脱炭素型のまちづくりと併せて、カーシェアリングを推進することで、省エネや脱炭素に貢献するだけでなく、車を持たない人の移動手段の確保、地域コミュニティの活性化といった効果も期待される。
- 分散型電源の導入やエネルギーの地産地消は、災害時のエネルギー確保に寄与する。
- 適応策の推進は、農業・水産業におけるビジネスチャンスを生み出し得る。
- 営農型太陽光発電やバイオマス発電は、農地の維持や森林の適正な整備につながり、結果として生物多様性の保全に資する。

● 「自然環境の保全」と他分野の相互関係等

- 森林、里山、都市近郊のみどり、浅海の藻場等は、二酸化炭素の吸収源としての役割を担っており、その再生・保全は脱炭素に資する。
- 森林の保全・再生、河川の保全・再生、地下水かん養対策、沿岸域生態系の保全等は、水環境の保全に貢献する。
- 森林と浅海の生態系の間には、雨水や河川を通じた栄養分や有機物の循環システムが存在することから、適切な森林管理と水管理は、陸・海双方の生物多様性の保全に貢献する。
- 適切な森林整備により土砂災害の軽減をはじめ、自然環境が本来的に備えている機能を活用することで、土砂災害等について、防災・減災を図ることができる。

- ・ 自然環境は、林業や水産業における基盤であるほか、観光資源としても有用である。また、その保全活動によって人的交流や地域活性化が促進され、伝統文化の継承にもつながるなど、経済的側面や地域課題の解決にも寄与する。また、身近なみどりをはじめとする自然環境は、心身の健康にも好影響を与える。
- ・ 適正な森林整備の一環としての木材利用は、木造建築による二酸化炭素固定を通じた気候変動対策や林業の活性化にも資する。木材を、資材だけでなく、バイオマス等のエネルギー源としても利用する多段階利用（カスケード利用）を行うことで、資源循環・循環経済にも貢献する。

● 「循環型社会の形成」と他分野の相互関係等

- ・ 資源循環の推進によって、廃棄物が減少することで、焼却時に発生する温室効果ガスが減少し、脱炭素に資する。また、天然資源の採取・消費が抑制され、自然環境の保全にも貢献する。不法投棄や海洋プラスチックごみ等の減少は、土壤や水の汚染を防止し、生物多様性の保全、人間の健康維持にも貢献する。
- ・ 適切な自動車リサイクル・家電リサイクルの推進によって、カーエアコン・家庭用エアコンの冷媒として使用されるフロン類が回収され、気候変動対策に資する。
- ・ 食品ロスへの対策は、フードバンクやフードドライブによる社会支援としての側面を持つ。また、食料の輸入割合が大きい日本において食品ロスを減らすことは、世界的な食料の適正分配にも貢献する。
- ・ 循環型の新たなライフスタイルが確立することで、使い捨てではなく、サービスや機能の提供を重視した新たな経済モデルに移行することが想定され、環境と経済の両側面から持続可能な社会の実現に貢献する。

● 「大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減」と他分野の相互関係等

- ・ 化石燃料の燃焼により、温室効果ガスと大気汚染物質が排出されることから、化石燃料由来のエネルギーから再生可能エネルギー利用に切り替えることは、脱炭素にも資する。
- ・ 水環境の保全は、水生生物の生態を良好に保つだけでなく、森林や陸上における生物多様性の保全にも資する。また、水環境を保全することで、水産資源の保全や水環境を利活用した観光産業の推進につながり、経済面にも寄与する。
- ・ 良好的な大気・水環境は、人間の健康のためにも必要不可欠である。良好的な環境の保全は、健康被害による労働力の低下、経済的な損失の防止にも寄与する。

● その他

- ・ ESG投資は、環境だけでなく経済の好循環にも寄与する。また、環境に配慮した新技術の開発やビジネスモデルの確立により、新たな雇用が創出されるなど、経済にも好影響を与えうる。
- ・ 環境保全活動によって、人的交流や地域活性化が期待される。

(2) 環境教育・学習の推進

これから時代を担う若年層への環境教育は、少子高齢化とも相まって、ますます重要性を増しています。県では、これまで学校授業への講師派遣や教職員を対象とした研修の実施により、学校における環境教育の支援を行ってきました。

一方で、環境問題は多岐にわたるとともに、気候変動など喫緊の課題が多く、あらゆる主体が環境問題を自分事としてとらえ、行動変容につなげていくためには、幅広い世代において、環境に関する問題を意識し、学び続け、課題解決に向けて実践していくことが必要です。そのためには、若年層に対する教育だけではなく、地域や職場をはじめとする身近な場において、自ら学ぶ環境学習の支援に取り組むとともに、環境問題への関心が低い方々にも、行動を起こしていただくための働きかけを進め、効果的な情報発信を行うことが重要です。

SDGsやESDといった観点から、環境教育・学習には社会・経済問題の解決にも資することが期待されており、環境教育・学習の取組を推進し、持続可能な社会づくりのために行動する人材の育成・増加を図るとともに、あらゆる世代において環境教育・学習を推進していくため、県民、学校等の教育機関、NPO等の団体、事業者、行政といった各主体が、適切に役割を分担・補完しながら、連携して取り組んでいく必要があります。

環境教育・学習を推進するに当たり、各主体に期待される役割は次のとおりです。

(各主体に期待される役割)

- ・ 県民には、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、自ら環境に関する情報を収集し、環境について学ぶ姿勢を持つこと、その輪を家庭から地域、職場等にも広げていくことが望まれます。
- ・ 学校等の教育機関においては、発達段階に応じた環境教育を教科等横断的な視点で進めることにより、環境問題についての正しい理解を促し、自ら行動する人材の育成を行うことが求められます。
- ・ NPO等の団体には、民間団体ならではの専門性や機動性、ネットワークを活かし、学校教育等だけでは担いきれない、より実践的な環境教育・学習の推進や、地域における活動の中心となることが期待されます。
- ・ 事業者には、地域の一員として、事業活動による環境負荷の低減に努めることはもちろん、職場での環境学習や地域の環境保全活動への参画等も期待されます。
- ・ 行政には、環境教育・学習についての情報収集・効果的な情報発信を行い、各主体の取組を促す役割が求められています。また、各主体をつなぎ、パートナーシップを構築していくことも必要です。

こうした各主体に期待される役割を踏まえ、県では、主に次の取組を推進していきます。

○ 県民による環境学習の促進

- ・ 家庭や地域における取組が促進されるよう、ホームページ等の各種広報媒体や、N P Oと協働して運営する「かながわ環境活動支援コーナー」(かながわエコB O X)を通じて、環境保全活動に関する情報提供を行います。また、かながわエコB O Xでは、環境アドバイザーによる相談対応や活動支援を実施します。
- ・ 知事から県民に「地球温暖化防止活動推進員」を委嘱し、推進員の方々に活動していただくことで、地球温暖化の現状や知識の普及など、地域における地球温暖化対策を推進します。
- ・ 環境学習施設のオープン利用を推進し、環境学習の拠点として情報発信や各主体の連携を促します。また、出前講座や環境問題に関する学習講座を実施します。
- ・ 地域で環境活動を実践するリーダーを養成するための講座を開催し、地域活動の活性化を促します。

○ 学校等における環境教育への支援

- ・ 学校教育を通じて地域社会での環境・エネルギー等への理解を深めるため、N P Oや企業等の専門的知識を有する講師を県内の小・中学校、高等学校等に派遣し、学校のニーズに合わせて、実験等を交えた体験型の授業を実施します。
- ・ 県民の気候変動問題の認知度向上を図るため、これまで作成した気候変動学習教材の活用を促すための出前授業や教員向け講座を行います。
- ・ 学校教育において、環境教育を実施するための支援として、教職員を対象とした研修を実施します。

○ その他

- ・ 地球温暖化防止活動推進員をはじめ、環境学習に携わる担い手の高齢化が課題となっているため、担い手となる後継者の育成にも取り組みます。
- ・ E S Dは、S D G s の 17 すべての目標の実現に寄与するため、環境問題が身近な衣食住や社会、経済の問題につながっていることを環境教育の中で伝え、E S Dの推進によってS D G s の複数の目標を実現することを目指します。
- ・ 現場での体験を通じた教育・学習とともに、I C Tや映像等の活用が有効な場合には積極的に活用するなど、効果的・効率的な手法を採用します。

(3) 多様な主体との連携による施策の推進

S D G s の 17 番目のゴールは、「パートナーシップで目標を達成しよう」です。本計画で掲げている基本目標や各分野における将来像の実現に向けては、各施策に関連する主体が連携し、目標達成に向けて取り組んでいく姿勢が必要です。行

政だけではなく、県民、事業者など、あらゆる主体が課題を自分事化し、それぞれの立場での取組を進めながら、協働・連携を図っていくことで、持続可能な社会を形成していきます。

各主体に期待される役割は次のとおりで、こうした役割を踏まえ、本県も各施策分野における取組を推進していきます。

(各主体に期待される役割)

- ・ 県には、本県の特性に応じた各取組の目標や方向性を明示し、県内における各主体による取組を調整する役割が求められています。

また、県民、団体、事業者、市町村など各主体の取組を促進するとともに、県自らの事業活動においても環境に配慮する率先実行の姿勢が必要です。
- ・ 事業者には、公害防止のための取組はもとより、資源やエネルギーの効率的な利用や廃棄物の削減、生産から消費までのサービス全体を通じた環境負荷の低減を、自主的かつ積極的に進めることが期待されています。
- ・ NPO等の団体には、自らが具体的な環境保全活動を行うことのほか、地域における各主体の取組の結束点としての役割が期待されています。
- ・ 県民には、環境配慮の必要を認識し、日常生活に起因する環境負荷の低減を図るよう、自らの意識やライフスタイルを転換し、実際に行動することが期待されています。

こうした役割を踏まえ、県が各主体とともに取り組む主な取組は次のとおりです。この他にも、県民や事業者向けの研修会や講習会等を通じて、環境意識の向上や各主体による取組の推進を図っていきます。

分野	主な取組 () 内は主な連携対象
気候変動への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「かながわ脱炭素推進会議」を通じた地域からの脱炭素の推進（県民・事業者・団体） ・ 「地域地球温暖化防止活動推進センター」や「地球温暖化防止活動推進員」を通じた普及啓発（県民） ・ 「神奈川県版脱炭素モデル地域」における脱炭素化推進・地域課題の解決（市町村・事業者・団体）
自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアによる森林・緑地保全（県民・事業者・団体） ・ 自然環境を利活用したイベントの実施（県民・事業者・団体） ・ 県との協定に基づく里地里山保全（団体・県民） ・ 地域ぐるみの鳥獣被害対策（市町村・県民）
循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ クリーン活動の実施（県民・市町村・事業者） ・ 「神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会」によるプラごみ削減の推進（事業者・団体・市町村）

分野	主な取組 () 内は主な連携対象
循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> 「かながわペットボトルモデル事業推進コンソーシアム」による情報発信等（事業者） 不法投棄の監視パトロール（市町村）
大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	<ul style="list-style-type: none"> 東京湾環境一斉調査（国・他都道府県・市町村・企業・団体等） ディーゼル車運行規制や低公害車の普及、エコドライブの推進等（九都県市） 光化学オキシダント及びPM2.5の広域的な研究調査（関東甲信静の都県市）
環境教育・学習	<ul style="list-style-type: none"> 「環境学習リーダー養成講座」による地域の環境教育・学習を担う人材育成（県民・団体） 「かながわ環境教室」を通じた学校における環境教育の実施（事業者・団体）

(4) 国際貢献や広域的な取組

盛んな経済活動が営まれ、多くの人口を擁する本県には、地球規模で深刻化する環境問題に対応していくための国際的な視点が求められています。

また、気候変動への対応や生物多様性の保全、循環型社会の形成といった環境問題は、喫緊の課題であるだけでなく、それぞれの課題が関連しているなか、これらの課題を統合的な視点でとらえ、同時解決に向けた取組も求められています。

こうした点において、「環境分野における国際貢献」を目的の一つとして、1997（平成9）年に本県が誘致した国際的な環境政策研究機関である「公益財団法人地球環境戦略研究機関」（IGES）の知見を、共同研究や提言を通じて県の施策に活かしていくことは、本県の責務です。

IGESを誘致した目的には、このほかに「県市町村の政策形成や民間企業等の実践への研究成果のフィードバック」、「環境関係人材の育成」、「優れた研究者の集積による県内大学や市町村への貢献」があります。IGESには、専門的な知見を広く県内に分かりやすい形で還元することで、県民の意識向上と行動の実践を促し、複雑化・多様化する環境問題の解決に向けた、より一層の地域貢献が求められています。IGESを誘致した県としても、各施策分野の統合的な解決に向けて、IGESとの連携を深化させながら、更に取組を推進していきます。

また、環境問題については、一行政区画にとどまらず、広域的に対応すべき課題が多く、政令市や県域の市町村との連携はもとより、他都道府県等とも連携した取組が不可欠であることから、九都県市首脳会議▼等の枠組も活用しながら、広域連携の取組を推進するとともに、全国知事会等を通じて、国の制度改革や地方への支援の充実等について、国に対する提案や働きかけを行っていきます。

(5) 県庁の率先実行

気候変動への対応、生物多様性の保全、循環型社会の形成等が喫緊の課題となるなか、環境負荷の低減や環境汚染の未然防止のため、県には、自らが率先して行動し、一事業者としての責任を果たすことはもちろん、環境問題の解決に貢献する姿勢を示し、事業者や市町村等にも取組を広げていくことが求められています。

県庁の率先実行を進めるに当たっては、まずは、職員自身が環境問題を自分事化し、実践的な行動に移していく必要があり、その基礎となる環境関連法令を全ての職員が理解・順守した上で、職場における取組を主体的かつ積極的に進めることはもとより、地域社会や家庭においても、率先して環境配慮の取組を広げていくことが重要です。

(県庁の率先実行の取組例)

- 省エネルギーの徹底、庁舎等のZEB化の推進
 - ・ 県有施設の新築及び建て替えに当たっては、原則として、「省エネルギー」と「創エネルギー」を組み合わせて施設全体で脱炭素化するZEBを導入します。
 - ・ 実効性のある省エネ対策など、これまでの取組を継続するとともに、施設・設備の運用改善を着実に進めます。
- 県有施設における再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大
 - ・ 太陽光発電設備を設置可能な県有施設のうち、2030（令和12）年度までに50%、2040（令和22）年度までに100%に設置することを目指します。また、発電した電力の有効活用や災害時対応の観点から、蓄電池も併せて導入します。
 - ・ 2030（令和12）年度までに、全ての県有施設において、使用する電力を全て再生可能エネルギー由来の電力にすることを目指します。
- 公用車の電動車化
 - 代替可能な電動車がない場合等を除き、公用車を2028（令和10）年度までに全て電動車化するため、EV等を率先して導入します。
- グリーン購入、電力のグリーン調達の推進
 - ・ 本庁、出先機関等が事務用品等を購入するに当たっては、「神奈川県グリーン購入基本方針」に基づき、環境への負荷が少ないリサイクル製品等の優先購入を徹底します。
 - ・ 県有施設で使用する電力調達の契約に際しては、温室効果ガス排出係数削減等に取り組む電力会社からの調達を行います。

○ プラスチックごみの資源循環の推進

県有施設への給水器の設置によるマイボトルの利用促進などプラスチックの3R+Renewableに係る取組を進めます。

○ 公共事業（県の事業）における環境配慮

県自らが実施する道路建設、建築物建設、用地造成等の大規模事業については、環境への配慮を着実に行うため「環境配慮評価システム」を運用します。府内横断的な体制をもって、事業の基本計画段階において環境配慮がなされているかを評価し、審議を行います。

（6）デジタル化の推進

多様な場面においてデジタル化を推進し、環境負荷の低減やこれまで対応が難しかった課題の解決に向けて、効率的に取り組みます。例えば、オンラインによる在宅での勤務や教育が可能な環境の整備を促進し、移動時間を減少させることで、エネルギー使用の減少を図ります。

また、スマート農業▼の促進は、農作業の効率化・生産性の向上を図り、さらには新たな担い手の確保にも貢献すると考えられます。鳥獣被害対策における集落環境調査や不法投棄物の発見等ではドローンを使用するなど、デジタル技術の活用が有用な取組も見られます。これらの有用な取組を継続するとともに、デジタル化が有効と考えられる場面への積極的な活用を推進していきます。

（7）県試験研究機関等での調査・研究等

県の各試験研究機関▼等において、現状のモニタリングを着実に実施するとともに、脱炭素、気候変動への適応、生活環境・自然環境の保全等に資する技術研究を行い、成果を適切に社会へ還元します。

（取組例）

- ・ 大気汚染・水質汚濁等の課題解決に向けた調査研究・モニタリング
- ・ 河川・溪流・湖沼等における水質や生態のモニタリング
- ・ レッドデータブック刊行や県内の生物多様性情報収集のための調査研究
- ・ 海藻等の増養殖によるブルーカーボンの増大技術の開発
- ・ 次世代太陽電池等の技術開発
- ・ 気候変動や熱中症対策に関する調査、気候変動に対応した農畜水産物の生産技術の開発
- ・ 花粉のないスギ・ヒノキの開発
- ・ 環境に調和した農業・畜産業のための技術開発

(8) グリーンファイナンスの活用

2021（令和3）年に国の「グリーン成長戦略」▼が打ち出され、地球温暖化対策を経済成長の制約ではなく、成長の機会ととらえる方針が掲げられました。経済と環境の好循環を作っていく産業政策であり、企業のグリーン投資の勢いは更に増していくものと考えられます。県では、「グリーンボンド」▼の仕組みを活用し、環境分野への投資を促しながら、気候変動に適応するハード対策に取り組み、一層のグリーン投資を促進します。

(9) 自然を活用した社会課題の解決

「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、「2030年ネイチャーポジティブ」のための基本戦略の一つとして、「自然を活用した社会課題の解決」が示されています。

「(1) 施策分野間の相互関係・環境以外の側面への影響」でも事例を挙げたとおり、適切な森林整備による防災・減災への貢献、身近なみどりによる心身の健康への好影響、自然環境の保全活動による人的交流の活性化など、自然の恵みを適切に活用することは、多様な社会課題の解決につながっていきます。

豊かな自然が、生きものの生息・生育環境であるだけでなく、社会・経済の基盤ともなっていることを改めて認識し、このような自然を活用した解決策をもって統合的な課題解決を図りながら、持続可能な社会の実現に向けた取組を進めていきます。

第3章 計画の推進

I 庁内の推進体制

環境部局を中心に施策を実施する中で、県庁内の環境基本計画推進会議を活用して、関連部局と連携・協力しながら、部局横断的に環境施策を推進します。

2 進行管理

- ・ 県は、毎年度、各施策分野の指標と各個別計画等に基づく施策の取組状況から、分野全体の進捗を総合的に把握します。
- ・ 県は、庁内の関係部局で構成する神奈川県環境基本計画推進会議において、毎年度の進捗状況を報告書として取りまとめ、学識経験者、市町村、県議会議員からなる環境審議会に報告し、環境審議会は、今後の計画推進に際して必要な意見を述べます。
- ・ 県は、毎年度の進捗状況に係る報告書をホームページで公表します。
- ・ 県は、環境審議会からの意見を、次年度以降の計画の推進及び次回の計画見直しの際に活用します。

3 計画の見直し

計画期間の最終年度に、それまでの進捗状況、成果等を踏まえた課題を整理し、県民、市町村及び環境審議会の意見を聞きながら計画全体を見直し、改定します。

なお、環境をめぐる動向、社会情勢等に大きな変化が生じた場合は、計画期間の最終年度を待たずに見直しを実施することとします。

参考資料

I 改定前計画の進捗状況

2016（平成28）年度に策定した環境基本計画（以下「現行計画」という。）では、計画の進捗状況について、毎年度点検を行ってきました。

「地球温暖化への対応」や「自然環境の保全」といった施策の柱ごとに、数値目標を伴う重点施策を設定し、主にその達成状況により進捗を把握してきました。

その結果、「地球温暖化への対応」と「資源循環の推進」において、進捗に遅れが見られます。温室効果ガス排出量や廃棄物発生量は減少しているものの、この2つの分野については、遅れの原因を把握し、特に取組を強化していく必要があります。

一方、「自然環境の保全」、「生活環境の保全」、「人材の育成と協働・連携の推進」及び「技術力の活用」では、重点施策の進捗状況は、順調又は概ね順調でしたが、持続可能な社会を形成していくためには、より一層の取組が求められます。

● 重点施策の実績等

施策の柱	重点施策及び数値目標		最新の実績値 (目標値)	県の自己評価
地球温暖化への対応	事業者による自主的な取組等の促進	大規模排出事業者のうち二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合 (%)	2021年度：78.1 (74.0)	順調
	再生可能エネルギー等の導入加速化・安定した分散型電源の導入拡大	県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合 (%)	2021年度：20.3 (25)	やや遅れている
資源循環の推進	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進	製造業における産業廃棄物の再生利用率 (%)	2021年度：41.5 (50)	遅れている
	廃棄物の適正処理の推進	不法投棄等残存量 (万t)	2021年度：15.0 (22.4)	遅れている
自然環境の保全	地域の特性に応じた生物多様性の保全	里地里山の保全活動に取り組んだ人数 (人)	2022年度： 5,196 (5,200)	概ね順調
	自然が持つ水循環機能の保全・再生	水源の森林エリア内の私有林で適切に管理されている森林の面積の割合 (%)	2022年度：92 (95)	概ね順調
生活環境の保全	微小粒子状物質 (PM 2.5) 対策の推進	PM2.5の自動車排出ガス測定期における年平均値の全局平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	2022年度：8.9 (8.7)	概ね順調
	水質保全対策の推進	東京湾へのCOD、窒素及びりん汚濁負荷量の排出量 (t/日)	COD 2021年度：21 (20)	概ね順調
			窒素 2021年度：26 (25)	
			りん 2021年度：1.7 (1.8)	
	化学物質に係る環境保全対策の推進	化学物質の環境への届出排出量 (t)	2021年度： 4,610 (4,477)	概ね順調
	農林水産業の振興を通じた環境への配慮	新たに有機農業に取り組む農業者及び新規エコファーマーの累計人数 (人)	2022年度：138 (105)	順調
人材の育成と協働・連携の推進	環境学習・教育の推進	NPO・企業との協働による環境・エネルギー学校派遣事業の累計受講者数 (人)	2022年度： 45,592 (42,000)	順調
	環境にやさしい暮らしの促進	マイエコ10(てん)宣言の宣言者数(累計) (人)	2022年度： 360,779 (39.4万)	概ね順調

重点施策の評価については、次の分類を基本として評価しています。

- | | |
|---|---|
| 1 | 目標を達成している（見込みも含む。以下同）・・・順調に進んでいる |
| 2 | 目標は達成していないが実績値が基準値の水準を上回っている場合・・・概ね順調に進んでいる |
| 3 | 目標は達成していないが、基準値の水準が維持されている場合・・・やや遅れている |
| 4 | 目標を達成しておらず、実績値が基準値の水準を下回っている場合・・・遅れている |

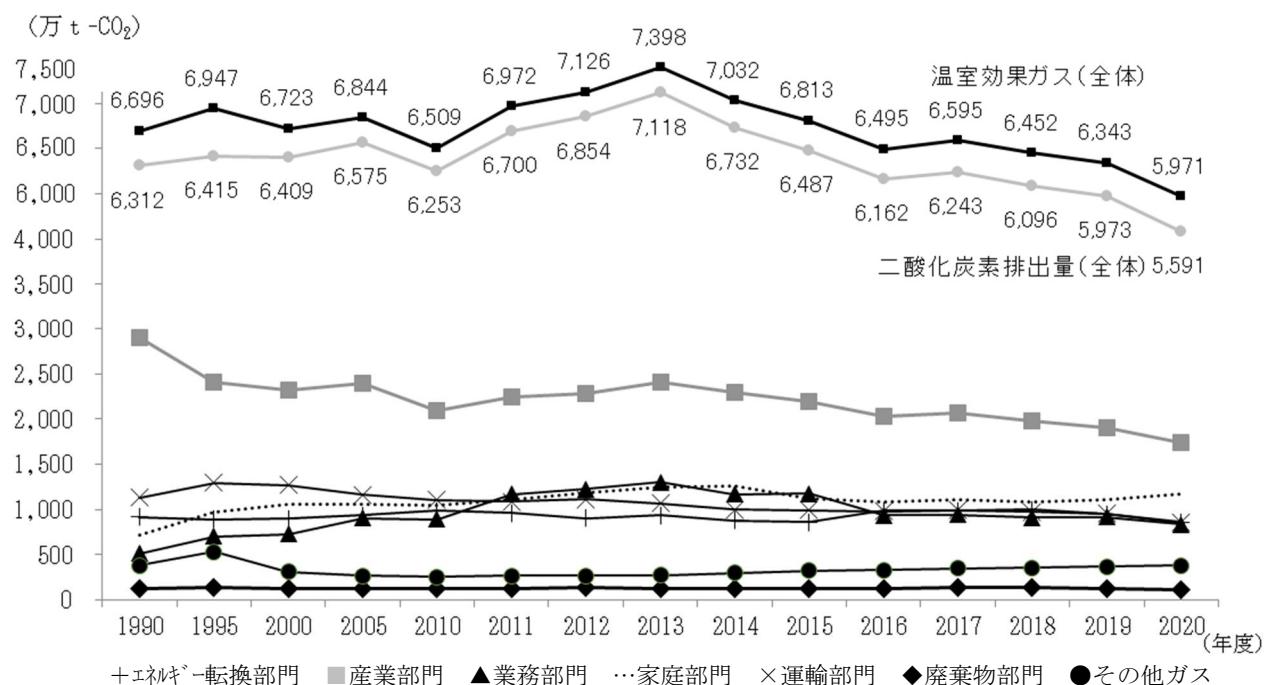
● 施策の柱ごとの進捗状況

施策分野1 持続可能な社会の形成

■ 中柱：地球温暖化への対応

1 主な環境指標

県内の温室効果ガス排出量の推移



県内の温室効果ガス排出量は、2013 年度をピークに減少傾向にあり、2020（令和2）年度排出量は、5,971 万 t-CO₂ で、2013（平成 25）年度の排出量である 7,398 万 t-CO₂ から 19.3% 少しています。

2023（令和5）年2月に表明した県の新たな中期目標（2030 年に、2013 年比で 50% 削減）達成に向けては、各主体がそれぞれの役割を踏まえ、徹底した省エネ対策、使うエネルギーの電化、再生可能エネルギーの導入・利用などに取り組むことが重要であり、こうした各主体の取組を後押しするために必要な施策を推進します。

2 重点施策の実績と自己評価

(1) 重点施策「事業者による自主的な取組等の促進」の数値目標

「大規模排出事業者のうち二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合」

年度	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
目標				66%	68%	70%	72%	74%	74%
実績	61.1%	66.7%	61.3%	63.8%	58.1%	52.9%	55.9%	82.6%	78.1%

計画期間の実績

2021 年度の実績は 78.1% で、2016 年度実績 63.8% から 14.3 ポイント増加しており、目標値に達しています。

※ 県条例に基づく事業活動温暖化対策計画書制度の対象である事業者に係る数値のため、横浜市又は川崎市にのみ事業所がある事業者は、含まれていません。

県による自己評価 順調に進んでいる

計画期間を通じた分析

これまで、事業活動温暖化対策計画書制度において、削減目標を達成できなかった事業者に対する重点的な指導（次期計画書作成時点での個別ヒアリング、現地調査による詳細な現状把握・指導・助言）や、事業者向けセミナーにおける優良事例の水平展開などを実施してきました。こうした取組に加えて、2050 年脱炭素社会の実現に向けた社会的機運の高まりもあり、事業者の省エネ対策や再エネ電力の導入などの自主的な取組は着実に進んだものと推察されます。

一方で、2020 年度以降の実績は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業活動の停滞などの一時的な影響が大きく寄与しているとも推察され、今後も動向を注視する必要があります。

(2) 重点施策「再生可能エネルギー等の導入加速化」「安定した分散型電源の導入拡大」の数値目標

「県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合」

年度	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
目標				15.5%	17.4%	19.6%	22.1%	25%	25%以上
実績	約 11.5%	12.4%	13.8%	13.5%	13.3%	15.7%	18.6%	20.4%	20.3%

計画期間の実績

2021 年度の実績は 20.3% で、2016 年度実績 13.5% から 6.8 ポイント増加し、基準値（2013 年度実績）からも増加していますが、目標値には達しませんでした。

※ 年間電力消費量については、2015 年度までは、県内の東京電力（株）の販売電力量及び特定規模電気事業者（P P S）の販売電力量をもとに算定していました。2016 年度からは、資源エネルギー庁「都道府県別電力需要実績」のデータを使用しているため、それ以前は把握できなかった小売電気事業者の販売電力量も含まれています。

県による自己評価 やや遅れている

計画期間を通じた分析

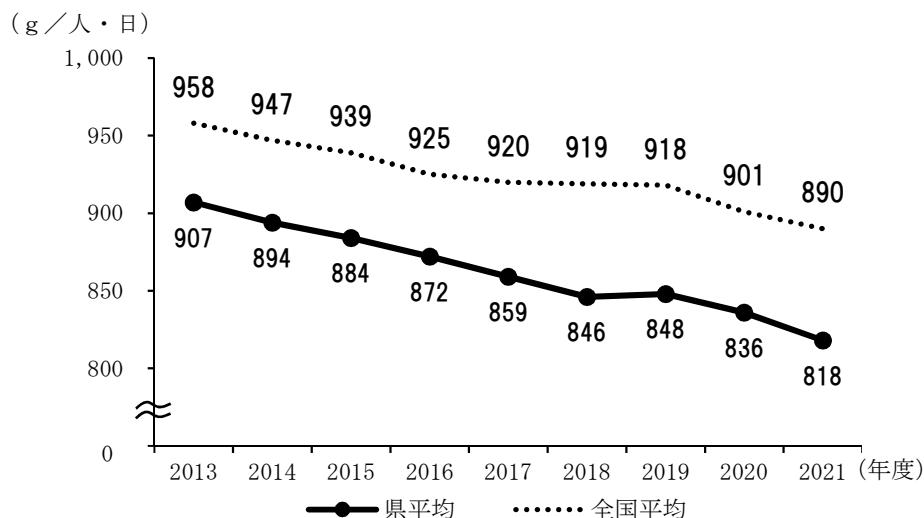
再生可能エネルギー等の分散型電源の導入が進んだことから、実績は増加していますが、固定価格買取制度の価格低下の影響などもあり、目標値を下回っています。

再生可能エネルギー等の分散型電源の導入を促進するため、太陽光発電や Z E H 等の有用性の P R や導入に対する支援、F C V などの導入拡大に向けた取組を着実に進めます。

■ 中柱：資源循環の推進

1 主な環境指標

一般廃棄物排出量（県民一人一日当たり）



排出抑制の取組が進んだことやコロナ禍の影響で 2020 年度から事業系ごみが大きく減少したことにより、県民一人一日当たりの排出量は減少傾向で推移しています。

排出抑制の取組は進んでいるものの、食品ロスの削減による排出抑制や分別の徹底による再資源化の余地が残されており、さらなる普及啓発が必要です。

2 重点施策の実績と自己評価

(1) 重点施策「産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進」の数値目標

「製造業における産業廃棄物の再生利用率」

年度	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
目標				46%	47%	48%	49%	50%	50%
実績	45.1%	26.3%	43.4%	37.7%	38.1%	37.4%	37.9%	38.1%	41.5%

計画期間の実績

2021 年度の実績は 41.5% で、2016 年度実績 37.7% から 3.8 ポイント増加していますが、目標値には達しませんでした。

県による自己評価 遅れている

計画期間を通じた分析

2021 年度の実績は、前年度より増加していますが、目標値を大きく下回っています。

製造業における産業廃棄物の再生利用率は、産業廃棄物の排出量のうち約 6 割を占める汚泥の排出量に大きく影響されます。汚泥は含水率が高く、多くの場合、一次処理において脱水や焼却により減量化され、脱水後の汚泥や焼却灰は再生利用されています。

今後も多量排出事業者を対象としたセミナーの開催等により、製造業全体の再生利用率の向上を図ります。

参考資料

(2) 重点施策「廃棄物の適正処理の推進」の数値目標

「不法投棄等残存量」

年度	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
目標				前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少
実績	12.8万t	12.7万t	12.7万t	14.1万t	14.6万t	21.3万t	21.9万t	22.4万t	15.0万t

計画期間の実績

2021年度の実績は15.0万tで、2016年度実績14.1万tから0.9万t増加し、基準値（2013年度実績）に比べても増加しています。

県による自己評価 遅れている

計画期間を通じた分析

不法投棄等残存量の増加は、既存事案について行為者が所在不明となったことや、資金不足を理由に大幅な改善が進んでいないことに加え、新たな事案が発生したことなどによるものです。

廃棄物の大規模な不適正保管事案は、建設系廃棄物によるものが多く、関係業界等に対する法の順守徹底に加え、市町村と連携した監視パトロールや、民間団体と連携した監視活動等により不適正保管の早期発見・早期対応を図ります。

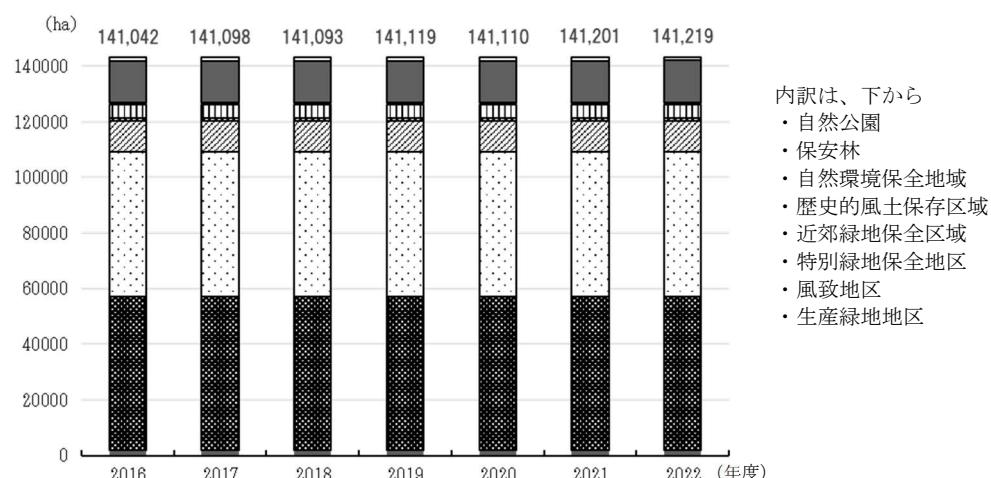
また、判明した不適正保管に対しては、改善指導に従わない事業者には、廃棄物の撤去を命令し、それでもなお撤去しない場合には、告発を視野に入れた厳正な対応を進めます。

施策の分野2 豊かな地域環境の保全

■ 中柱：自然環境の保全

1 主な環境指標

地域制緑地の面積



- 内訳は、下から
- ・自然公園
 - ・保安林
 - ・自然環境保全地域
 - ・歴史的風土保存区域
 - ・近郊緑地保全区域
 - ・特別緑地保全地区
 - ・風致地区
 - ・生産緑地地区

開発等により生産緑地の減少が続いているが、特別緑地保全地区や保安林は着実に増加しています。地域制緑地全体としてはわずかに増加しています。

緑地を保全するため、相続や開発等により消失の恐れがある緑地について買入れを行うとともに、地域制緑地の指定を引き続き進めています。

2 重点施策の実績と自己評価

(1) 重点施策「地域の特性に応じた生物多様性の保全」の数値目標

「里地里山の保全活動に取り組んだ人数」

年度	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
目標			4,800人	4,900人	5,000人	5,100人	5,200人	5,200人	5,200人
実績	4,599人	5,365人	4,812人	4,969人	5,089人	5,017人	2,788人	4,499人	5,196人

計画期間の実績

2022年度の実績は5,196人で、2016年度実績4,812人から384人増加しましたが、目標値にはわずかに届きませんでした。

※ 実績は、活動団体が主催する体験活動などのイベントへの延べ参加者数です。

県による自己評価 概ね順調に進んでいる

計画期間を通じた分析

新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度から減少していた人数は概ね目標値まで回復しました。

今後も市町村と連携した活動団体の掘り起こしや保全活動情報の積極的な発信により引き続き取組を進める必要があります。

(2) 重点施策「自然が持つ水循環機能の保全・再生」の数値目標

「水源の森林エリア内の私有林で適切に管理されている森林の面積の割合」

年度	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
目標			84%	87%	90%	92%	95%	95%	95%
実績	78%	80%	82%	87%	89%	90%	90%	91%	92%

計画期間の実績

2022 年度の実績は 92% で、2016 年度実績 82% から 10 ポイント増加しています。目標値を下回っていますが、適切に管理された森林面積の割合は中期的には着実に増加^(※)しており、水源かん養などの公益的機能の高い森林づくりは着実に進んでいます。

※ 2017 年度以降は、目標面積（実績を算定する際の分母となる値）を 2016 年度以前に比べ増加させていることから、同じ面積を確保した場合でも、実績の伸び率は少なくなっています。

県による自己評価 概ね順調に進んでいる

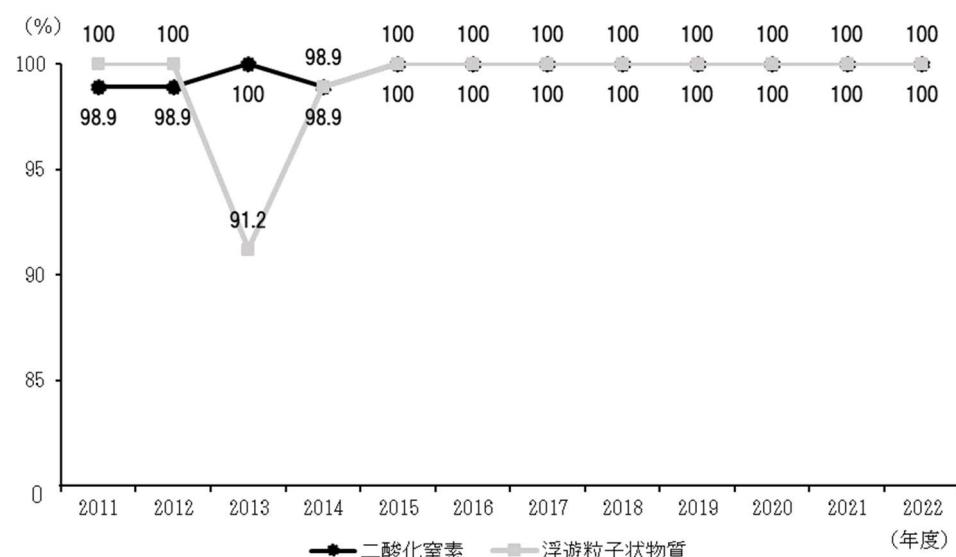
計画期間を通じた分析

2023 年 3 月に水源環境保全・再生かながわ県民会議より提出された点検結果報告書（第 3 期・令和 3 年度実績版）では、「第 3 期 5 か年計画の目標事業量に対し、確保事業では 107.2%（中略）の実績となっており、順調な実績である。」と総括されています。今後も、計画に基づいた取組を着実に進めて行きます。

■ 中柱：生活環境の保全

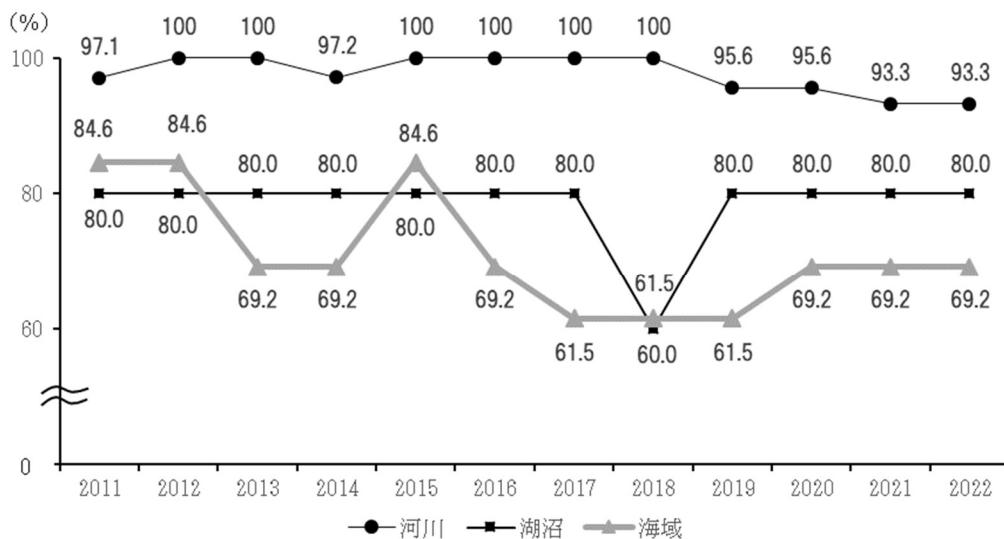
1 主な環境指標

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準達成率



大気環境について、常時監視測定期における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準達成率は、2015 年度から 100% の状態を維持しています。

公共用水域の類型指定水域における環境基準の達成率



水質汚濁防止法や生活環境保全条例に基づき、事業者への指導や下水道などの生活排水処理施設の整備を行ってきました。また、東京湾における化学的酸素要求量等に係る総量削減計画に基づき、汚濁負荷対策等に取り組んできました。

その結果、2022年度のBOD（生物化学的酸素要求量）又はCOD（化学的酸素要求量）の環境基準達成率は、河川では93.3%となり、良好な状態を維持しています。

一方、閉鎖性水域については、湖沼では80.0%、海域では69.2%の達成率となっています。河川よりも低い状況が継続しており、アオコや赤潮といった富栄養化状態への対応が必要です。

2 重点施策の実績と自己評価

(1) 重点施策「微小粒子状物質(PM2.5)対策の推進」の数値目標

「PM2.5の自動車排出ガス測定局における年平均値の全局平均値」

年度	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
目標			前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減
実績	15.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	13.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	12.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	11.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	11.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	10.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	9.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	8.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	8.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

計画期間の実績

2022年度の実績は $8.9\mu\text{g}/\text{m}^3$ で、目標値には達しませんでしたが、2016年度実績 $12.0\mu\text{g}/\text{m}^3$ から $3.1\mu\text{g}/\text{m}^3$ 減少し、基準値（2014年度実績）からも減少しています。

県による自己評価 概ね順調に進んでいる

計画期間を通じた分析

原因物質である揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制対策や旧式ディーゼル車の取締り（運行規制）等の自動車排出ガス対策の効果等により、微小粒子状物質(PM2.5)の年平均値は緩やかな低下傾向にあります。

今後は、引き続き対策を講じつつ、気象の影響も含め、今後の推移を見ていく必要があります。

(2) 重点施策「水質保全対策の推進」の数値目標

「東京湾へのC O D、窒素及びりん汚濁負荷量の排出量」

年度	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
目標				前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減
実績	COD (t/日)	23	22	22	22	22	21	20	21
	窒素 (t/日)	27	26	26	26	26	25	25	26
	りん (t/日)	2.0	2.0	2.0	1.9	2.0	1.9	1.8	1.7

計画期間の実績

2021年度の実績は、りん以外は、前年度より増加し目標値をわずかに上回ってしまいましたが、2016年度及び基準値（2013年度実績）に比べ減少しています。

県による自己評価 概ね順調に進んでいる

計画期間を通じた分析

東京湾の環境基準の達成率は、C O Dが2020年度、2021年度、2022年度のいずれも63.6%でした。また、窒素は2020年度から2022年度の3年間とも4水域全てで環境基準を達成し、りんについても同3年間とも4水域全てで環境基準を達成しました。

東京湾に流入する汚濁負荷量は、これまでの取組により大幅に削減が進んでいます。2022年11月に県では第9次総量削減計画を策定し、2024年度の目標年度までに東京湾に流入する汚濁負荷量の目標値をC O D21 t/日、窒素 25 t/日、りん 1.8 t/日としました。今後、同計画に沿って、引き続き一層の削減を図っていきます。

(3) 重点施策「化学物質に係る環境保全対策の推進」の数値目標

「化学物質の環境への届出排出量」

年度	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
目標				前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減
実績	5,773t	5,542t	5,552t	5,457t	5,379t	5,363t	4,791t	4,477t	4,610t

計画期間の実績

2021年度の実績は4,610tで、目標値には達しませんでしたが、2016年度実績5,457tから847t減少し、基準値（2013年度実績）からも減少しています。

県による自己評価 概ね順調に進んでいる

計画期間を通じた分析

有害性の低い代替物質への転換や使用量削減といった自主管理の推進等により、化学物質の排出量は減少しました。これは、自主管理を進める目的で整備された法律や県生活環境の保全等に関する条例の効果が一定程度あったためと考えられます。

化学物質は製品の製造等の事業活動に不可欠であることから、排出量をゼロにすることは現実的でなく、削減量もある程度頭打ちになることが想定されますが、今後も生活環境への影響を低減するため、引き続き排出削減等の自主管理を進めるよう、制度の適切な運用や普及啓発を続ける必要があります。

(4) 重点施策「農林水産業の振興を通じた環境への配慮」の数値目標

「新たに有機農業に取り組む農業者及び新規エコファーマーの累計人数」

年度	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
目標			15人	30人	45人	60人	75人	90人	105人
実績	13人	23人	19人	48人	59人	82人	102人	118人	138人

計画期間の実績
2022年度の実績は138人で、2016年度実績19人から119人増加しており、目標値に達しました。

県による自己評価 順調に進んでいます

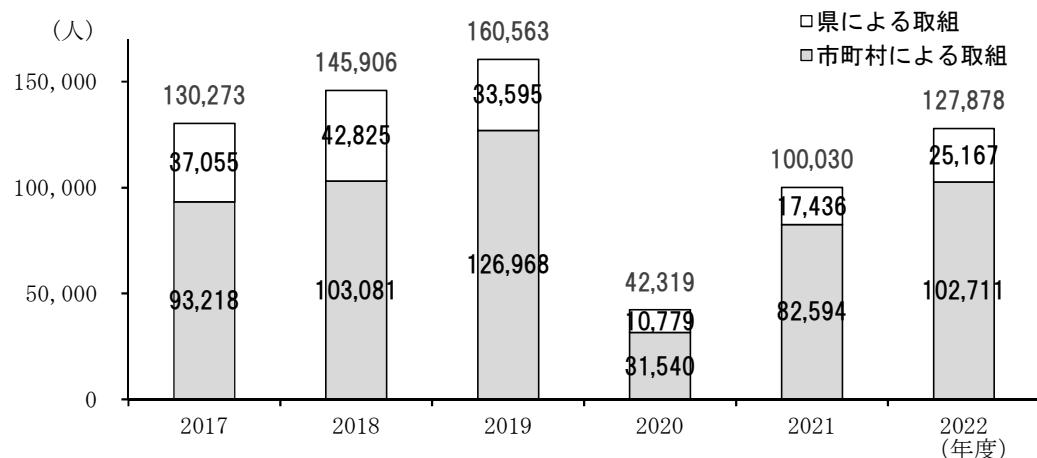
計画期間を通じた分析
新規エコファーマーや有機農業者を増加させるための普及啓発活動の推進を行ったことで、目標を達成しました。今後も環境保全型農業推進基本方針や改定した有機農業推進計画に基づき、引き続き支援を行うことで環境に配慮した農業を推進します。

施策の分野3 神奈川のチカラとの協働・連携

■ 中柱 人材の育成と協働・連携の推進、技術力の活用

1 主な環境指標

地球温暖化防止活動推進員が実施する環境学習や、市町村を通じて把握できる「こどもエコクラブ」等の環境学習への参加者数



新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2020 年度の受講者数は大幅に減少しましたが、2021 年度以降は、県による取組、市町村による取組ともに回復傾向にあります。今後とも、多くの県民に環境学習に参加いただけるよう取組を進めています。

2 重点施策の実績と自己評価

(1) 重点施策「環境学習・教育の推進」の数値目標

「NPO・企業との協働による環境・エネルギー学校派遣事業の累計受講者数」

年度	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
目標			6,000 人	12,000 人	18,000 人	24,000 人	30,000 人	36,000 人	42,000 人
実績	5,174 人	6,858 人	8,066 人	15,814 人	24,000 人	31,416 人	34,146 人	39,500 人	45,592 人

計画期間の実績

2022 年度までの実績は 45,592 人で、2016 年度実績 8,066 人から 37,526 人増加しており、目標値に達しました。

県による自己評価 順調に進んでいる

計画期間を通じた分析

新型コロナウイルス感染症の影響により、受講者数の伸び率は一時的に鈍化しましたが、その後は順調に推移しています。これから時代を担う若年層に対する環境教育は、非常に重要であることから、引き続き、学校教育を通じた環境教育の支援に取り組んでいく必要があります。

(2) 重点施策「環境にやさしい暮らしの促進」の数値目標

「マイエコ 10（てん）宣言の宣言者数（個人累計）

年度	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
目標			17万人	19万人	21万人	23万人	25万人	36.5万人	39.4万人
実績	123,940人	140,505人	173,979人	193,994人	306,099人	334,665人	342,859人	350,581人	360,779人

計画期間の実績

2022年度の実績は360,779人で、2016年度実績173,979人から186,800人増加していますが、目標値には達しませんでした。

※ 2018年度からの実績には、「プラごみゼロ宣言バージョン」を含んでいます。

県による自己評価 概ね順調に進んでいる

計画期間を通じた分析

長期にわたるコロナ禍の影響により、イベントの開催が制限されるなど普及啓発活動が困難であったため、2020年度以降、マイエコ10宣言の宣言者数は伸び悩んでおり、2022年度は目標値に届きませんでした。

2 計画改定の検討経過

年月	会議等	内容
令和4年12月26日	第75回神奈川県環境審議会	改定の基本的な考え方について報告
令和5年5月16～22日	環境基本計画推進会議（書面開催）	改定骨子案について府内検討
令和5年5月29日	第76回神奈川県環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県から審議会に対し、改定について諮問 ・ 改定骨子案について審議
令和5年7月20日	令和5年度第1回神奈川県環境審議会環境基本計画部会	改定素案について審議
令和5年8月29日	第77回神奈川県環境審議会	改定素案について審議
令和5年9月27日 ～10月13日	市町村への意見照会	改定素案について照会
令和5年10月11日 ～11月9日	県民意見募集	改定素案について募集
令和5年11月14日 ～30日	環境基本計画推進会議（書面開催）	改定素案について府内検討
令和5年12月26日	第78回神奈川県環境審議会	改定案について審議
令和6年1月23日	神奈川県環境審議会から改定について答申	
令和6年2月22日	環境基本計画推進会議（書面開催）	改定案について府内検討

3 用語集

用語	解説
英数字	
5 G通信	第5世代移動通信システム。1～4Gに続く、携帯電話等に用いられる高速データ通信を実現する移動体通信の規格
BOD	水に含まれる有機物量を表す指標で、水中の好気性微生物によって消費される溶存酸素の量を、有機物の量に換算したもの。BODの数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。
COD	水に含まれる有機物の量を表す指標で、水中の有機物が酸化剤によって酸化されるときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもの。CODの数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。
ESG	Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス（企業統治））の頭文字をとったもの
EV、FCV	・EV：電気自動車　　・FCV：燃料電池車
MaaS	Mobility as a Service のことで、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス
P C B廃棄物	P C Bは、ポリ塩化ビフェニルの略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質。化学的に安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油など、様々な用途で利用されていたが、その毒性が明らかになり、1972（昭和47）年に製造が中止になった。 P C B廃棄物は、P C BやP C Bを含む油又はP C Bが塗布されたもの、封入されたもの等が廃棄物となったもので、P C B特別措置法及び廃棄物処理法により、届出、適正保管及び定められた期間内の処理が義務付けられている。
P F A S	有機フッ素化合物（炭素とフッ素の結合を持つ有機化合物）のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称で、1万種類以上の物質があるとされている。 P F A Sには炭素鎖の長さが異なる複数の同族体が存在し、その物性は炭素鎖の長さで大きく異なるが、中には撥水・撥油性、熱・化学的安定性等の物性を示すものがあり、そのような物質は撥水・撥油剤、界面活性剤、半導体用反射防止剤等の幅広い用途で使用されている。

用語		解説
英数字	P F O S	<p>P F A S の一種で、ペルフルオロオクタンスルホン酸のこと。撥水性と撥油性を併せ持ち、半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などに使われてきた。難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があり、現時点では世界中に広く残留している。仮に環境への排出が継続する場合には、分解が遅いため環境中にさらに蓄積されていく。</p> <p>「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」に基づき製造・輸入等が原則禁止されている。</p>
	PM2.5	<p>大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 0.0025mm 以下の微細な粒子の総称。主な発生源は、浮遊粒子状物質と同様であるが、人為発生源由来の粒子の比率が高いといわれている。</p> <p>呼吸器の奥まで入り込みやすいことから、人への健康影響が懸念されており、大気環境基準が設定されている。</p>
	R E 100	2014（平成 26）年に結成した、事業を 100% 再生可能エネルギー電力（Renewable Energy）で賄うことを目標とする企業連合
	S D G s	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択され、2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標
	Z E H、Z E B	<ul style="list-style-type: none"> ・ Z E H：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス。省エネと創エネにより年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅 ・ Z E B：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル。省エネと創エネにより年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建物
あ行		
	愛知目標	2010（平成 22）年に愛知県で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（C O P 10）で採択された。2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020（令和 2）年までに生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急の行動を実施するという 20 の個別目標からなる。
	磯焼け	もともと海藻が繁茂していた磯場において、藻食性生物による食害や栄養塩類の不足などの要因によって、海藻類がほぼなくなった状態
	一酸化炭素（C O）	炭素又は炭素化合物が不完全燃焼した場合に生じる無色・無臭の気体。血中のヘモグロビンと容易に結合し、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させ、濃度が高いと生

用語		解説
あ行	(つづき) 一酸化炭素 (CO)	命が危険となる。 このため大気環境基準が設定され、「大気汚染防止法」(昭和43年)に基づき自動車排出ガスの中の一酸化炭素の排出量について許容限度を定め、規制を行っている。
	エコドライブ	急発進・急加速をしないなどの環境に配慮した運転
	温暖化対策計画書制度	神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき、一定規模以上の事業活動、建築や開発事業を行う者に対し、地球温暖化対策の措置等を記載した計画書の提出を義務付ける制度
か行		
	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」(人為的なもの)から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いた合計が実質的にゼロになること
	海洋投入処分	廃棄物の最終処分方法の一つ。1972(昭和47)年の「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約)第21回締約国会議」において、我が国は、陸上処分を原則とした上で、ロンドン条約で海洋投入が許容されている廃棄物についても、処分量を抑制していくことを表明した。この条約に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律において、海洋投入処分の規制を行っている。
	合併処理浄化槽	集合処理施設が整備されない区域において、各戸ごとに、生活排水を処理する施設であり、し尿と生活雑排水(台所や風呂、洗濯などからの排水)を併せて処理することが可能。これに対して、し尿のみ処理する「単独処理浄化槽」は、生活雑排水については処理されずに川などに流れることになり、合併処理浄化槽に比べて環境負荷が高い。
	神奈川県環境影響評価条例	神奈川県における環境アセスメント手続を定めた条例。 環境アセスメントとは、一定規模以上の開発事業を行う場合、それが周辺の環境に及ぼす影響について、事業者が自ら事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、住民、事業者、行政がそれぞれ意見を出し合い、事業計画を環境保全上の見地からより良いものとしていくこうとする制度
	神奈川県土地利用調整条例	県の土地利用方針の実現を図るとともに、総合的な土地利用調整を行うことにより県土の計画的な利用を図り、県土の均衡ある発展と県民の福祉の増進に資することを目的とした条例。 事業者が市街化調整区域などにおける一定規模以上の開発行為を行う場合、法令に基づく許認可の前に、県知事と土地利用に関する調整を行うことを義務付けている。

用語		解説
か行	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	「将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保」を目的に、2005（平成17）年度に策定した大綱で、水源環境をめぐる現状とこれまでの取組を踏まえた上で、2007（平成19）年度以降の20年間における水源環境保全・再生の取組の基本方針と施策の大要を示したもの
	環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能（水や栄養分等の循環）を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の低減に配慮した持続的な農業
	緩和策	温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化を防止するための対策。具体的には、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入・利用の拡大など。
	気候関連財務情報開示タスクフォース	各国の財務省、金融監督当局、中央銀行からなる金融安定理事会（FSB）の下に設置された作業部会。投資家等に適切な投資判断を促すため、気候関連財務情報の開示を企業等に求める目的としている。
	気候変動に関する政府間パネル	1988（昭和63）年にWMO（世界気象機関）とUNEP（国連環境計画）のもとに設立された組織。195か国・地域（2022年3月時点）が参加している。気候変動に関する最新の科学的知見についてとりまとめた報告書を作成し、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与える目的としている。
	揮発性有機化合物（VOC）	揮発性を有し、大気中で気体となる有機化合物の総称で、炭化水素系物質を主とする。代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどがあり、主なもので約200種類ある。 塗料溶剤（シンナー）、接着剤、インキ、一部の洗浄剤等に含まれている。
	九都県市首脳会議	九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）の知事及び市長が共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的とした会議
	グリーン成長戦略	2050年に向け、技術革新を通じて今後の成長が期待される14の産業において、高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取組を明記したもの
	グリーンツーリズム	農山漁村において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
	グリーンボンド	企業や地方自治体等が、グリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券

用語		解説
か行	公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES)	<p>1998（平成10）年に、日本政府のイニシアティブと県の支援により設立された。</p> <p>気候変動、自然資源管理、資源効率などの持続可能な開発に関する様々な課題とその関連性に着目し、アジア太平洋で顕在化しつつある問題を明らかにするとともに、問題解決型の政策研究・政策提言を目指すことを目的としている。</p>
	光化学オキシダント	<p>工場・自動車等から排出された窒素酸化物、炭化水素等の一次汚染物質が、太陽光線に含まれる紫外線により化学反応（光化学反応）を起こすことでできる、オゾン（O₃）、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）等の二次汚染物質。</p> <p>風が弱い等の特殊な気象条件が重なると、これらの光化学オキシダントが滞留し、白くもやがかかったようになり、これを「光化学スモッグ」という。光化学オキシダントは、人の健康や植物の育成に影響を及ぼすため、大気環境基準が定められている。</p>
	固定価格買取制度 (FIT)	再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度
さ行		
さ行	再生可能エネルギー	<p>太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱、バイオマス。</p> <p>再生可能エネルギーは、資源を枯渇させずに繰り返し使うことができ、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーとされている。</p>
	試験研究機関	<p>モニタリングや調査研究を行っている県の機関で、温泉地学研究所、環境科学センター、自然環境保全センター、農業技術センター、畜産技術センター、水産技術センター、衛生研究所の7つの試験研究機関がある（2024（令和6）年3月現在）。</p> <p>49ページには、これらのほかに、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所及び生命の星・地球博物館による取組も掲載している。</p>
	自然共生サイト	事業者、民間団体・個人、地方公共団体による様々な取組によって、生物多様性の保全が図られている区域のこと、国によって認定される。
	スマート農業	ロボット技術や情報通信技術（ICT）などのスマート技術を駆使して、省力化・精密化や高品質生産の実現等を推進する農業

用語	解説
た行	
脱炭素経営	脱炭素の視点を織り込んだ企業経営のこと
脱炭素社会	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」(人為的なもの)から、植林、森林管理などによる「吸收量」を差し引いた合計を実質的にゼロにする、カーボンニュートラルを達成した社会
窒素酸化物 (NO _x)	<p>空気中で、燃料等の物の燃焼、合成、分解等の処理を行うと、その過程で必ず発生するもので、代表例は、一酸化窒素 (NO) 及び二酸化窒素 (NO₂) である。大気汚染防止法では、ばい煙及び自動車排出ガスに含まれる窒素酸化物が規制の対象物質となっている。</p> <p>人の健康に影響を与え、特にNO₂は呼吸系への悪影響があることから、大気環境基準が定められている。</p> <p>また、紫外線により光化学反応を起こし、オゾン等の光化学オキシダントを生成する。</p>
適応策	「緩和策」を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対し、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくための対策。対策の範囲は、農林水産業、自然災害、健康など多岐にわたる。
特定外来生物	海外由来の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのあるものとして、国によって指定されたもの。
トラスト制度	かながわのナショナル・トラスト運動による緑地保全のこと。かながわナショナル・トラスト運動とは、今残されている身近なみどりを次世代に引き継いでいくために、県民・団体・企業と、(公財) かながわトラストみどり財團・県・市町村とが一体となって進めている県民運動。
な行	
二酸化硫黄 (SO ₂)	硫黄酸化物の一種。呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られており、大気環境基準が定められている。また、「大気汚染防止法」(1968 (昭和 43) 年) では硫黄酸化物排出基準を定め、更に総量規制も実施している。
二酸化窒素 (NO ₂)	大気中の窒素酸化物の構成成分で、発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で酸化され二酸化窒素となる。

用語		解説
な行	(つづき) 二酸化窒素 (NO ₂) 農業集落排水施設	二酸化窒素は、呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因となることが知られており、大気環境基準が設定されている。二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、光化学オキシダントの原因物質でもある。 農業集落において生活排水を処理する施設であり、農業振興地域の農業集落の生活環境改善、農業用排水等の水質保全を図るため設置される。
は行		
	バイオマス	動植物から生まれた再生可能な有機性資源。代表的なものに家畜排せつ物や生ごみ、木くず、もみがらなどがあげられる。
	パリ協定	2015（平成 27）年 11 月 30 日から 12 月 13 日までフランスのパリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）において採択された、2020 年以降の温室効果ガス削減等のための国際的な枠組。京都議定書に代わる枠組であり、世界共通の長期目標の設定のほか、主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新することや、共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けることなどが定められた。
	貧酸素水塊	水中の酸素濃度が著しく低下した水のこと。表層と底層の海水の循環が滞ることで、海の底層に酸素が供給されなくなり発生し、底層に生息する生物に大きな影響を与える。
	浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中の粒子状物質は、すすや粉じんなど比較的粒径が大きく沈降しやすい「降下ばいじん」と、大気中に長期間浮遊する「浮遊粉じん」があり、浮遊粉じんの中でも粒径が 0.01 mm 以下のものを浮遊粒子状物質 (SPM) という。 浮遊粒子状物質は、大気中に長期間浮遊し、気管に入りやすく、肺に沈着しやすい。高濃度になるとぜん息、気管支炎等の呼吸器系疾患の原因となるおそれがあることから、大気環境基準が設定されている。
	ブルーカーボン	藻場・干潟等の海洋生態系が蓄積する炭素
	閉鎖性水域	湖沼・内湾・内海など水の出入りが少ない水域のこと



神奈川県

環境農政局環境部環境課環境計画グループ 電話 (045) 210-1111 (代表)
横浜市中区日本大通1 〒231-8588